



Title	ウイグル文奴婢文書及び養子文書
Author(s)	山田, 信夫
Citation	大阪大学文学部紀要. 1972, 16, p. 161-267
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10512
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ウイグル文奴婢文書及び養子文書

山 田 信 夫

ウイグル文奴婢文書及び養子文書

山 田 信 夫

目 次

序 論

1 資料について	5 (167)
2 奴婢関係文書	11 (173)
a) 良人売買文書	
b) 奴婢売買文書	
c) 奴婢解放文書, 奴婢結婚許可文書	
3 養子関係文書	17 (179)
a) 立 嗣 文 書	
b) 売 養 子 文 書	
c) 養子離縁文書	
お わ り に	21 (183)

文書研究篇

文 書 目 次	25 (187)
略 号	26 (188)
[資料 1]—[資料 15]	28 (190)
語 彙	91 (253)
図 版 目 次	107 (269)
図 版 1—12	

Uighur Documents of Slaves and Adopted Sons

Nobuo YAMADA

Contents

Introduction

1 The Materials—explanatory remarks	5 (167)
2 Documents concerning slaves	11 (173)
a) Documents of selling non-slaves	
b) Documents of selling slaves	
c) Documents of emancipation of a slave, Document of permission of slaves' marriage	
3 Documents concerning adopted sons	17 (179)
a) Document of adoption of the heir	
b) Documents of adoption by money	
c) Documents of dissolution of adoption	
Epilogue	21 (183)

Studies of the Documents

List of the documents	25 (187)
Abbreviations	26 (188)
Documents No. 1—No. 15	28 (190)
Glossary	91 (253)
List of plates	107 (269)
Plates 1–12	

At present more than two hundred pieces of Uighur secular documents are preserved in various countries. Among them the author picked out sixteen pieces as the documents concerning slaves or adopted children, and excepting one he studied them in this article, each of which provided with a transcription, a translation in both Japanese and English, notes on words and expressions, and some remarks to the document. The sixteen documents in question (1)–(16) are cited on page 6 (168), and a list of the fifteen documents studied [Nos. 1–15] is seen on page 25 (187). The author is aware that most of them have been studied and made public by such scholars as W. Radloff, A. v. Le Coq, S. Malov, G. Ramstedt, Ch. Feng and E. Tenishev, but having had the opportunities of investigating the originals or the photocopies of these materials in Germany and Leningrad, he has attempted to read them newly with his own eyes and to point out some faults found in the former studies.

In Introduction the author generally discussed the contents of these sixteen documents and classified them as:

1. The documents concerning slaves are fourteen in number and consist of the following: Of ten documents concerning slave trade (1)–(10) (Nos. 1–9), **a**) three are those of selling a son (*oṛul*) and women (*qatun kiši*) who were never in slavery rank by law (Nos. 1, 2, 9), and **b**) seven are those of selling real male or female slaves (*qarabaš, qul, küṛ*). **c**) Beside these slave-trade documents, there is one document for emancipation of a slave (No. 10), and finally there is one document concerning the permission of marriage between slaves by their holders (No. 11).

With regard to the slave-trade documents, the author points out some important facts. First their forms are very similar to those of sales contracts of immovables as land. Secondly the prices of sold individuals or slaves mentioned in the documents are almost always the same throughout these ten pieces, namely, one hundred *baṛ* of cotton-fabrics and/or fifty *sätir* in cash. Still he discusses the expressions *baš bitig* and *yüan-ch'i* 元契 which are found in the back of the sheet of three documents Nos. 2, 3, 6 and No. 7 respectively. As to the documents of slave-emancipation and of slave-marriage, as we have the sole material for each of them, the fixed forms are hard to be recognized. The remarkable items mentioned in the former, however, are: (1) blessing words “the benefit shall reach (*buyanı tüzün*)”, (2) assurance of freedom of moving “may be free whether he goes upwards to mountains or downwards to deserts (*örü taṛqa qodı qumqa barsar..... boš bolzum*)”, and (3) calling Deities to witness. Furthermore this document was called *boš bitig* “free document”.

2. The remaining four documents are concerned with adoption, and **a**) one of them is for adoption of an heir (No. 12), **b**) two are for adopting a child by paying money from the adoptive father or family (Nos. 13, 14), and **c**) the last one is thought to be that for dissolution of adoption (No. 15). In both of the above-mentioned a) and b), the expression *oṛulluq birtim* “I gave my child as an adopted son” is common, and this is, first of all, the reason why the latter two, although money is paid, are distinguished from those of human pawn in which the expression *tutuq bir-* “to put in pawn” is used.

In the case of normal adoption, the indispensable items are as follows: (1) the moral duty of the adopted son to be devoted to his adoptive parents, (2) the responsibility of the adoptive father and his family to treat the adopted son just as his own son, (3) the freedom of leaving the adoptive house when the adopted son is treated unjustly, and (4) the conduct of the adopted son being subject to punishment and the penalty. In the text of other two contracts, we find, as a matter of course, the items of (1) paying and receiving money, *süt säwinč* “the reward of milk, namely the cost of bringing up a child”, and also (2) the responsibility of the adoptive family, (3) the responsibility of the original house, and (4) the penalty for a breach of the contract.

In regard to the last one, the author ventures to say that this is the document for dissolution of adoption. It is true that there are so remarkable expressions and the same items with the above-mentioned document of slave-emancipation as of blessing, of freedom of moving and of calling Deities. The reasons for his classification, nevertheless, are: (1) even if the name of the boy—the adopted son in the author's opinion—was *Buqa Qulı*, there is no evidence in the text that he was

a slave (*qul* or *qarabaš*), but he is merely called a son (*oꝛul*), (2) his family, the elder brother and the father as well, are referred to in the text, and (3) the adoptive father had no son except *Buqa Qulʼ*, so that he is obliged to talk over the matter with his son-in-law, his daughter's husband, and the latter of which even had the responsibility for this document acting on behalf of his father-in-law.

The author regrets that, because the part of the studies of each document was already in print in 1968, such valuable studies published thereafter as cited on page 23 (185) could not be referred to in that part.

It is a pleasure for the author to express his deep gratitude to Institut für Orientforschung, present Zentralinstitut für Alte Geschichte und Archäologie, Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin and Leningrad Branch of the Institute of Asian Peoples, present the Institute of Oriental Studies, Academy of Sciences of the Soviet Union for having allowed to stay and investigate the original documents as well as the photocopies in their possessions and permitted to make public the result of his studies with the photo reproductions as plates.

序 論

イスラム化以前の東トルキスタン史にとって貴重な史料と目されているいわゆるウイグル文書は、いうまでもなく、前世紀末以来の各国の中央アジア探検隊などにより入手され、現在、日本・中国のほか、イギリス・ドイツ・フランス・ソビエト・トルコなど各国の研究所・図書館などの諸機関に保存されている。それら外国のコレクションについて1960年以来調査を続けていた私は、今まで研究の発表されたことのある137点のうち、79点はその原物の所在を確認し、その確認ができなかった、あるいは現在行方不明になっているものでも、その多くは写真を見ることができ—そのうち写真がはじめて発見された39点もふくまれる—、現在のところ原物も写真も見ることのできぬものは7点だけになった。それはすべて W. Radloff が彼の *Uigurische Sprachdenkmäler* に発表したもので、以下の番号のものである。Nrs. 38, 39, 56, 57, 87, 91, 98. さらにそのほかに、未公開・未発表のものが、小断片をのぞいても少くとも約70点は明かとなり、それらは原物について調査することができたし、その多くは写真も入手した。これで、現在の私としては、中国をのぞいて世界各地にあるウイグル俗文書の全貌はほぼ明かになったと思う。そしてその数は優に200点を越えるのである¹⁾。

これらの文書資料は、もちろん多種多様のものであるが、そのなかに人身売買あるいは奴婢関係のもの、また養子縁組関係のものがあった。前者、広義の奴婢文書は12点、後者の養子文書とよぶべきものが4点、合計16点のものの解説をこころみたのが本稿であるが、後述のような理由により、奴婢文書の1点は省略した。

1. 資料について

上記の16点とは以下のものである。

- (1) TM95, D181 [資料1] 図版1
- (2) TM206, D187 [Mainz 693] (Le Coq HU No. 4, USp No. 16, Malov PDP No. 16) [資料2] 図版2
- (3) TIID373 (USp No. 61) [資料3] 図版3
- (4) Ohne Nrs. 5v. + 12v.
- (5) 3Kr. 34 (USp No. 114) [資料4] 図版4
- (6) 3Kr. 38 (USp No. 110) [資料5] 図版5
- (7) SJ M/6 (Malov DUD No. 2) [資料6] 図版6

1) cf. N. Yamada, A survey of Uighur documents preserved in various countries. *Proceedings of the third East Asian Altaistic Conference*. Taipei, 1970. pp. 237-40. ただし、ソビエト・コレクションのうち、ほんらい Kr. IV の分類番号を持つもの——Krotkov の蒐集品——が、未公開のままレニングラードにあることがわかっているが、私は調査していない。早く公開されることを望みたい。

- (8) Feng Pint. No. 2 [資料7] 図版7
- (9) USp No. 56 [資料8]
- (10) USp No. 57 [資料9]
- (11) Feng Pint. No. 3 [資料10] 図版8
- (12) TII Čiqtim No. 7 (USp No. 73+No. 81) [資料11] 図版9
- (13) 0.1 (USp No. 98) [資料12]
- (14) SJ 0/70 [0.7] (Malov URD No. 2) [資料13] 図版10
- (15) SJ 0/55 [0.8] (Malov URD No. 3) [資料14] 図版11
- (16) Ramstedt No. 2 [資料15] 図版12

(8) (11) の Feng Pint., (9) (10) の USp, (16) の Ramstedt は原文書番号が明かでない
ので、発表者の論著名によって私が便宜附した番号である。略号の示すところは () 内のもの
と共に文書研究篇 (p. 26) の略号表を参照されたい。

以上のうち、T の附く (1) (2) (3) (12) の4点と (4) Ohne Nrs. との計5点はドイツの
Turfan 調査隊の蒐集品である。そのうち (2) TM206, D187 は、1962年、私の訪独調査
当時は、西ドイツの Mainz の Akademie der Wissenschaften und der Literatur で整理保存され、
Mainz 693 の番号が附されていたが、その後 Marburg 大学図書館に移管されたと聞いている。
その他の4点はすべて、東ベルリンの Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin, その
Institut für Orientforschung²⁾ に保存されているものである。最近ベルリン・アカデミーでは、
所蔵のウイグル語資料全体を U の字を附けた新しい通し番号で整理しているようであるが³⁾、
その新しい整理番号を私は知らない。ここに示したのは原文書番号、すなわち調査隊員が整理
して附けた番号である。但し (4) Ohne Nrs. だけは原番号が失われていて、1962年の調査の
さい、私と A. v. Gabain 教授とで整理の便宜上附けたものである。

TM は A. Grünwedel が隊長だった第1次調査 (1902—03) を、TII は A. von Le coq が隊長
だった第2次調査 (1904—05) を示すが、D とは出土地の略号の一つで、Dagianus=Idikut-
schahri すなわちカラホージョともよばれる高昌城遺址をさす。したがって (1) TM95, D181,
(2) TM206, D187, (3) TII D373 の3点は、いずれもカラホージョ遺址出土のものということ
はわかるが、(2) TM206, D187 が、遺址城壁内西南隅の寺院址 α の背後の路のところで発見さ
れた⁴⁾ということ以外に、ほかの2点については、より詳細な出土あるいは入手状況を私は知
らない。(12) TII Čiqtim No. 7 についても、それが第2次隊が Čiqtim で入手したということ

2) 最近, Zentralinstitut für Alte Geschichte und Archäologie として改組改称されているようである。

3) cf. G. Hazai & P. Zieme, Ein uigurisches Blockdruckfragment: einer Einleitung zum Vajracchedikāśūtra. *Acta. Or. Hung.* XXI, 1, p. 1, note 4.

4) cf. Le Coq HU: 453, note 5.

を文書番号が示しているだけで、やはりそれ以上のことはわからない。(4) Ohne Nrs. については入手場所も知り得ないわけである。

なおこの (4) Ohne Nrs. について附言すれば、本来一つのものがきれいに両断され、現在 2 片になっていたもので、それぞれを Ohne Nr. 5 と Ohne Nr. 12 として整理しておいたが、研究を進めるうちも一つのものであることが判明したものである。本稿の対称となる 16 点のうちでは、この資料だけが文頭と文末の部にかなりの欠損があるし、写真では文字の不鮮明なところも残っているので、はじめに記したように、今回はその解読を示すことから省略した次第である。

次にソビエト・ロシアのコレクションが 8 点ある。そのうち 3 Kr. とは、1890 年代頃ウルムチのロシア領事だった N.I. Krotkov の蒐集品に付けられた記号で、彼は駐在地からペテルスブルグのアカデミーに何度かにわけてその蒐集品を送って来たが、その 3 度目のが 3 Kr. だと思う。Radloff は、早速それを調査し、3 Kr. のなかに 21 点のウイグル文俗文書を見出し、とりあえずそのドイツ語訳文だけを発表した (USp Nos. 107-127)⁵⁾。(5) 3 Kr. 34 と (6) 3 Kr. 38 とは、そのなかの 2 点である。現在、これらの原物は所在不明である。その代り写真は、ソビエト科学アカデミー、アジア諸民族研究所レニングラード支部 (Институт народов Азии, Ленинградское отделение АН СССР⁶⁾) の古文書室にあった。今まで Radloff のドイツ語訳文を通じてしか知ることができなかったものも、原文字に接することができるわけである。それらの写真のコピーは、1966 年に既に送付を受けたが、1967 年夏には、私自身レニングラードを訪問し、一層の検討を加えることができたものである。Radloff は既に、これらの文書の出土地は、蒐集者 Krotkov が何も言っていないので不明だと述べている (USp S. 202)。私としても、現在、それ以上調査を進めることができない。

次に (7) SJ M/6, (14) SJ 0/70 [0.7], (15) SJ 0/55 [0.8] の 3 点もソビエト・コレクションで、いずれも上記レニングラードの研究所に原物の保存されていることの確認されたものである。SJ は同研究所で、おそらく 1952 年に整理しなおしたときに附した、東トルキスタン出土古文獻類の整理記号で、次の M は Malov 調査隊の蒐集品、O は Ol'denburg 調査隊の蒐集品を示す。このうち (7) SJ M/6 は、1914 年春、「中央アジア及び東アジア研究ロシア委員会」(Русский Комитет для изучения Средней и Восточной Азии) より派遣された S.E. Malov の第 2 次調査行のさい、トゥルファンで購入したものの一つである。現在この文書に添付された紙片には、Malov 自筆の次のような記載がある。(挿図 1)

5) Radloff は次のように述べている。「数週間前に、ウルムチ駐在ロシア領事の Krotkov が近年蒐集していた Turfan 出土の写本類がまた送られて来たが、そのなかには多くのウイグル語草書体もしくは活字体のものがあった。そのうちの 21 点のウイグル文事務文書類—非常に保存の良いものもある—を早速ここに入れようと思う。これらの文書は、その大部分が今まで知られていたものよりはるかに古いという点で、私にはとくに重要なものと思われる」(USp. 202)。

6) この研究所も最近、旧称の東洋学研究所 Институт востоковедения に改称している。

Уйгурский юридический документ на куплю-продажу рабыни. XIII в. (На 1-27 строках)

Из Турфана (покупкой) 1914.

Опубликован: снимок, текст, перевод, см.

С. Е. Малов, Два уйгурских документа, см.

391-394 в Сб. "В. В. Бартольд Туркестанские друзья, ученики и почитатели". Ташкент, 1927

Сер. Малов

28 июля 1952.

к SJ $\frac{M}{6}$.

挿 図 1

Переведен из Турфана С. Е. Маловым
и передан им в дар Сектору Востоковедных руко-
писей ИВАН СССР.

28/ VII 1952.

挿 図 2

Уйгурский юридический документ на куплю-продажу рабыни. XIII в. (На 1-27 стро-
чках). Из Турфана (покупкой) 1914.

Опубликован: снимок, текст, перевод, см. С. Е. Малов, Два уйгурских документа, ст.
391-394 в Сб. "В. В. Бартольд Туркестанские друзья, ученики и почитатели" Ташкент,
1927

28 Июля 1952

Сер. Малов

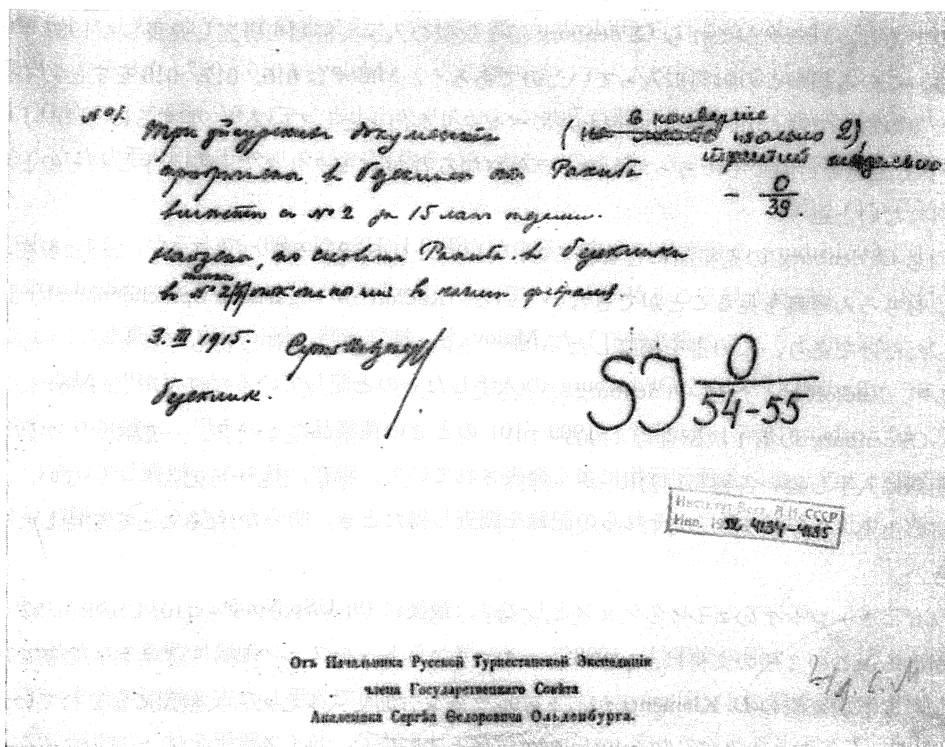
(奴婢売買に関するウイグル法律文書, 13世紀, (1-27行), トゥルファン出土 (購入),
1914, 発表: 写真, テキスト, 翻訳, マーロフ「ウイグル文書2通」『バルトルド記念論文
集』タシュケント, 1927, 391-394頁所収, 参照. 1952年7月23日 Ser. Malov.)
なお同紙片には, さらに別筆で次の記載もあった. (挿図2)

Привезён из Турфана С. Е. Маловым и передан им в дар Сектору Восточных рукописей ИВАН СССР 28/VII 1952 г.

(С. Е. Malov によりトゥルフアンより将来、彼によりソビエト科学アカデミー・東洋学研究所、東洋写本部に呈与する。 1952年7月28日)

ここにもトゥルフアンで購入の旨明記してあるが、古くに彼の発表した、上にも記されている論文の中では、さらに売り手が、この文書はカラホージョ城外のアスタナ村で発見されたと述べた旨記している。

(14) SJ 0/70 [0.7] と (15) SJ 0/55 [0.8] の両文書は、やはり上記委員会により派遣された、Ol'denburg の第2次調査隊 (1914—15) の蒐集品で、両者ともカラホージョ北方、センギム峡谷のベゼクリク (Bezeklik) 千仏洞址で入手したものと思う。このうち (15) SJ 0/55 [0.8] は、現在、No. 1 と記された、大型の Ol'denburg 専用の封筒⁸⁾ の中に入れられて保存されているが、その封筒の上には、Ol'denburg 自筆の次のような記載がある。(旧字法が用いられているが、ここでは新字に改めた) (挿図3)



挿 図 3

7) Malov DUD: 4

8) この封筒 (24×18.5 cm) には От Начальника Русской Туркестанской Экспедиции, члена Государственного Совета, Академика Сергея Федоровича Ольденбурга (ロシアのトルキスタン探検隊長、参議院議員、アカデミー会員セルゲイ・フェドロビッチ・オルデンブルグより) と印刷してある。

Три уйгурских документа
приобретены в Безекликте от Ракиба вместе с No. 2 за 15 лан тезами

Найдены, по словам Ракиба, в Безекликте в стене No. 2 (Tp) откопаны им в начале
февраля 3. III. 1915 Сергей Ольденбург

(3通のウイグル文書)

ベゼクリクに於いてラキバより No. 2 と合わせて15両テーズ (帖子?—山田) にて入手

ラキバの言によれば 2 月初めに発掘, ベゼクリクの No. 2 (Tp) 壁で発見

1915年 3 月 3 日 Sergej Ol'denburg)

ベゼクリクは有名な千仏洞寺院のあるところ, そこの遺址で発掘入手したものだという。

この封筒には, 上記のように Ol'denburg 自身が 3 通の文書を入れていたのだが, その後, うち 1 通が失われたようで, 現在, この封筒の上に, 別に SJ 0/54-55 と記され, в конверте только 2 (封筒の中には 2 通のみ) と書かれ, 事実この (15) SJ 0/55 [0.8] と他に SJ 0/54 [0.6] との 2 通が入っているだけであった。しかし, 私は, 1952年当時失われたと考えられた残りの 1 通が, (14) SJ 0/70 [0.7] に相異なると思う。[]内の 0.6, 0.7, 0.8 は原文書番号で一連のものであり, Malov がこれら Ol'denburg 第 2 次隊の入手文書類を研究し発表した 1937 年当時には, この 3 通がこの封筒に入っていたのであろう。Malov は 0.6, 0.7, 0.8 をまとめて発表した彼の論文では, 0.7 を他の 2 点と共にベゼクリク出土としている⁹⁾。要するに (14) SJ 0/70 [0.7] も上記の封筒の中にあつたもの, ラキバなる者がベゼクリクで発掘入手したものと考えて誤りないと思う。

同じ Ol'denburg の蒐集品に含まれるのが (13) 0.1 (USp No. 98) であるが, これは現在, 原物はもちろん写真も見ることができないでいる。Radloff が Uigurische Sprachdenkmäler に発表しただけであり, この書を補訂した Malov も, 補訂当時, 既に原物も写真もないと述べている¹⁰⁾。Radloff は, ただ Ol'denburg の入手したものと記しているだけだが¹¹⁾, Malov によれば, Ol'denburg の第 1 次調査行 (1909—10) のときの蒐集品だという¹²⁾。一般にロシア隊の行動記録は入手し難い各種刊行物に多く発表されていて, 現在, 私も十分把握していない。この文書の出土・入手状況は, それらの記録を調査し得たとき, 明らかになることを期待したいと思う。

ソビエト・ロシアのコレクションとしては, 最後に (9) USp No. 56 と (10) USp No. 57 の 2 点がある。この 2 通の文書は, 1898 年, ロシアからトゥルファン地域に派遣された最初の組織的な考古学調査隊の D. Klementz が, トゥルファン方面で入手した古文書類に含まれていた。Radloff は, 早速, ウイグル字 text ロシア字による転字, ドイツ語訳を付した詳細な紹介をし

9) Malov URD: 130, 135, 138

10) USp: Предисловие VII

11) USp: 170

12) Malov URD: 129, (註) 1

たが¹³⁾、のち USp Nos. 56, 57 として、改訂して発表したものである。この2点も、現在のところ原物も写真も発見されていない。ただ Radloff の発表したところに従うしかない。

ドイツとソビエトの2大コレクションに含まれるもの以外では、先づ中国の2点がある。(8) Feng Pint. No. 2 と (11) Feng Pint. No. 3 とであるが、前に述べたように、これらは原文書番号は不明なので、私はかりにこのような番号を附けた。1958年、馮家昇 (Feng Chia-sheng), E. Tenishev 両氏によって学界に紹介された、Pintung という名の人物に関する4点の文書のうちの2通である。この4点のうち Nos. 1—3 は、1953年、中国の西北文物考察隊がトゥルファンで入手したもので、もと高昌城廃址の中で発見されたものだという¹⁴⁾。現在、原物の所在は不明であるが、あるいはウルムチの博物館かもしれない。写真は馮氏らによって発表されている。その他に、この Pintung 関係文書のことは別稿で既に述べたので¹⁵⁾、いまは省略する。

最後の1点、(16) Ramstedt No. 2 も原文書番号は不明であり、原物は、ヘルシンキの Finno-Ugrian Society の Library に近年まであったはずであるが、1967年夏、私の訪問したときには、同協会の関係者が半日費して探索してくれたにも拘らず、所在が不明だった。写真は G.J. Ramstedt が、彼の研究と共に発表してくれている。G. Mannerheim がトゥルファン地方で入手した、4通の文書類のうちの一つであるが、その入手状況あるいは出土事情など、現在、私は明かにしていない。

2. 奴婢関係文書

既に述べたように、上記16点の文書を、私は現在、奴婢関係文書12点と養子関係文書4点とにわけて考えている。以下先ず、(1)～(12)の奴婢関係文書と考えたものについて、その概観をこころみたい。

この12点は、その内容についてみると、さらに、a) 良人売買文書、b) 奴婢売買文書、c) その他、に分類できる。

a) 良人売買文書 これは次の奴婢売買文書と書式は全く同一であり、ただ売買の対象とされているのが、売買当時までは明かな奴婢身分ではないと認められるものである。この分類に含まれるのは、(1) TM95 [資料1]、(2) TM206 [資料2]、(10) USp No. 57 [資料9] の3点であるが、(1) TM95 では「われ自身の、ユンチという名の13才の男児 (özüm-niñ yuñči atlır on üč yaşar är oylan)」, (2) TM206 では「クトゥルクという名の婦人 (qutluq atlır qatun kişi)」, (10) USp No. 57 では「ミュベルク・コチという名のわが息子 (mübäräk qoç atlır oylum)」

13) W. Radloff, Altuigurische Sprachproben aus Turfan. in *Nachrichten über die von der Kaiserlichen Akademie der Wissenschaften zu St. Petersburg in Jahre 1898 ausgerüstete Expedition nach Turfan*. Heft 1. St. Petersburg 1899. S. 57-67.

14) 馮家昇, 捷尼舍夫, 回鶻文斌通(善斌)売身契三種, 附控訴主人書, 「考古学報」1958年第2期, 北京1958. p. 109

15) 山田信夫, 回鶻文斌通(善斌)売身契三種, 「東洋史研究」27-2. 1969.

が、それぞれ売りに出されている。この3者とも、次項で述べるような明かに奴婢身分を指す表現、*qarabaš*, *qul*, *küŋ* ではよばれていないものであり、とくに、(10) USp No. 57 などでは、売主として名前を記されている3人は、その1人はミュベレク・コチの父親であり、残りの2人はその兄であることが明記されていて、何の疑もない。これを参考にすれば、(1) TM95 の「われ自身の……男の子」も、ここで「われ」とは売主のことであるから、その親生児と見るべきであろう。(2) TM206 のばあい、「婦人 (*qatun kiši*)」という表現だけでは、このクトゥルクという女性と売主との関係は明かでないが、[資料2] 語釈2—2で説いたように、この語は既婚の女性を指すものである。この証文の売主としては、*Tädmilig* と *Qara buqa* という2名の者の名が記されている。この両者の関係も明かでないが父子か兄弟であろう。そしてクトゥルクはこの大家族のなかの1員だったのである。

このような良人ではあっても、この3通の証文の書式は次項に述べる奴婢売買、ひいては土地などの不動産売買のばあいと完全に同一である。その点、同じ代価の授受はあるにしても、後述の養子縁組とは明かに差がある。また本稿の対称にはなっていないが、ほかに発見されている年季奉公的な、やはり人身に関係あるもの¹⁶⁾とも異っている。要するに、この3通の証文は、完全な売買であり、従ってここに売られたとしているものは、この後、買主の奴婢として遇されたであろう。売られたものはその後自由を失うのであり、一方買主は、それらに対し、永久に支配し自由に処理する権利を有することを、証文の上で明記してあるのである。

b) 奴婢売買文書 明かに奴婢身分のものが、旧所有者から新所有者に売られるもので、この内容のものは次の7点である。(3) TIID373 [資料3], (4) Ohne Nrs. 5v.+12v., (5) 3 Kr. 34 [資料4], (6) 3 Kr. 38 [資料5], (7) SJ M/6 [資料6], (8) Feng Pint. No. 2 [資料7], (9) USp No. 56 [資料8]。

この7点で売買対象とされているのは、(7) SJ M/6 と (9) USp No. 56 との両文書で *küŋ* とよばれているほか、他の5点ではすべて *qarabaš* とよばれている。*küŋ* とは、*qul* と並称されることが多く、*qul* が男の、*küŋ* は女の、いずれも奴隸的身分のものをさして、古くからテュルク人の間で用いられていた表現であることは、よく知られているとおりであり、まさに漢語の「奴婢」の「婢」に相当する。*qarabaš* が、字義は「黒い頭」であり、*qul* と *küŋ* との総称として、やはり奴隸的身分のものをさす表現であることも衆知のところである。要するに、この7通は明らかに売主のところで既に奴婢であったものの売買証文である。

売買の対象となった奴婢について、この7通の証文で知り得ることには、次のようなものがあつた。第1に、*qarabaš* とよばれたときも、その男女の区別は多くは明示されている。即ち、(3) TIID373, (8) Feng Pint. No. 2 の両文書では *är qarabaš* とよばれている。*är* は「男」である。それに対し、(5) 3 Kr. 34 文書では *äwčī qarabaš* とよばれているが、*äwčī* は *är äwčī* で「夫婦」を意味するように「女、妻女」を意味する語である。さらに、同じ女婢でも (6) 3 Kr. 38 文書では *qiz* 「娘、少女」の語をつけ *qiz qarabaš* とよばれているが、事実この女婢は年令

16) cf. 山田信夫、ウイグル文人質文書。「山本達郎博士還暦記念論文集」東京1972。pp. 479-492。

も明記されていて12才であった。第2に、このトゥルファン地方が諸民族の混住地帯であっただけに、(4) Ohne Nrs. 5v. + 12v. では türk qarabaš「テュルク人奴隸」と、(8) Feng Pint. No. 2 では qıtay är qarabaš「キタイ(漢)人の男奴隸」と、それぞれの民族名まで明記されているのである。

次に、これらの奴婢の代価は、もちろん証文上に明記されているが、棉布(böz, quapu¹⁷⁾)で支払われている4例は、棉布100端に馬1頭、100端、80端、50匹(=100端)¹⁸⁾であり、銀で支払われた2例は47 sätir と 50 sätir (=1 yastuq) とであり、残る1例は鈔で9 yastuq とされている。棉布支払いの4例のうち80端のは、前述の12才の女子のばあいだが、あとはすべて100であって一致しているし、銀のばあいの2例もほぼ同等の価格である。ただ、銀と併せ考えるべき鈔のばあい、ほぼ9倍の数で示されているのが異常に見えるが、実は、この鈔で9 yastuq 支払われている Feng Pint. No. 2 文書は至元17年(1280)のものと考えられ、その頃の元鈔は価値下落していて、実際の銀と紙幣との比価は10対1ぐらいだったろうとされているのである¹⁹⁾。そうだとすれば、銀と鈔とで支払われたこの3例も、だいたい同じような価格であったことになる。

この地方の物価の問題、棉と銀との価格比定なども未だ全然研究されていないことであるし、いま用いている文書資料個々の年代も無視して論じたのでは、およそ意味のないことになるが、それらの点に詳察を加えることは別の機会にゆづりたい。ただ、偶然かもしれぬが、上のように明らかに認められる数字の一致・近似は、注目しておいてもよいことであろう。

c) その他 これは、(11) Feng Pint. No. 3 [資料10] と (12) TII Čiqtim No. 7 [資料11]の2通である。

前者は、この資料を最初に紹介した馮家昇・Tennishev 両氏は誤読して、奴婢売買文書と考えていたが、正しくは奴婢解放文書であることは、既に私が論証したとおりである²⁰⁾。この証文に一部売買契約的記述が見られるのは、この証文作製者がある男奴を買いとり、即日解放した。換言すれば解放するために買いとったからであり、そのときの売買契約証文は、既述の Feng Pint. No. 2 文書だったのである。いずれにしても、この No. 3 文書は現在知られる限りではウイグル文としては唯一の奴婢解放文書であり、この解放文書として特長的なことの一つは祝福文言のあることであった。この種の文言は後述の養子縁縁文書と共通している。また boš bitig, 本来の語義では「自由文書」とよばれていたことも、私が既に指摘したところである。

17) Radloff 以来 qoqbu と読まれ、棉布を指す古語だと考えられていた語を、私は quapu 一ほかの場合 qaapu, quaaup と読まれるのもあると仮に読み漢語起源と推定していたが、原語は比定できないでいた(山田1964: 75; 1965: 145-46)。この問題に関し、在パリの Hamilton 氏にも意見を求めていたが、最近同氏は quanpo と読み、漢語「官布」を写したものであるとする見解を公表した。その可能性は私もかねてから考えていたが、なお若干確認したい余地は残っている。cf. J. Hamilton, Un acte ouïgour de vente de terrain provenant de Yar-khoto. *Turcica*, t. 1. Paris 1969. pp. 43, 44.

18) 棉布の数量単位については、cf. 山田1965: 186; N. Yamada, Four notes on several names for weights and measures in Uighur documents. *Studia Turcica*, Budapest 1971. pp. 495, 496.

19) 前田直典、元朝時代における紙幣の価値変動。「歴史学研究」No. 126, 1947. p. 45.

20) 山田、前掲 註15)

他の1通、後者は奴婢の結婚に関するものである。それぞれ別の主人のところに居た男奴と女婢とが結ばれたので、双方の主人は、相互に納金を受けとって両名の結婚を認めることにして、両主人の責任で作製された証文である。この証文の記載だけでは、その背後にある当時の奴婢の法的な扱いが十分に明らかにならないけれど、将来他の資料が発見されれば、関連して興味ある資料となろう。なお、この男奴は鍛冶工として、女婢は織工として働いていたらしいことは注目される。

この証文は表裏両面にわたって書かれていて、かつて Radloff が内容を発表したときには、表面の部分と裏面の部分とを別の文書と考えるという誤りを犯していたものである。[資料11] 附註参照。

なお、直接奴婢文書というにはふさわしくないけれど、奴婢の問題を考える資料を与えるものとして、次のような文書も発見されていることを附記しておきたい。それは Radloff が USp No. 116 として紹介した 3 Kr. 37b 文書で、1人の男奴の逃亡事件に関するものである。その事件に関して、その奴の現在の所有主と旧所有主との間で談合し、合意に達したことを証文にしたものと思われる。現在、私はまだ十分に読みきれていない。将来の研究を期したい。

以上の12点のうち、最後の2点はそれぞれ奴婢解放文書あるいは結婚文書として、いずれも今までに1例ずつしか知られていない証文であり、いま結論的にその書式のことを論ずるわけにはいかない。しかし、その他の(1)～(10)の良人または奴婢の売買文書については、既にふれたように、土地などの不動産売買文書と完全に同じ書式に則して書かれているということが出来る。即ち、文頭の日附にはじまり、売買の理由、売買の対象物、代価の授受、買主の権利宣言、違約罰、証人の記名、売主又は証人の印記、書き手の記名、という諸事項が不可欠のこととして記載されているのである。このような契約証文の定型的書式のことについては既に論じたことがある²¹⁾ので今は省略するけれど、ただ、以上の12点のうち、とくに売買証文の10点のうちにふくまれる4点について認められる次のような事実については、今まで十分にふれていなかったの、このさい若干の考察を試みておきたい。

(2) TM206 [資料2], (3) THID373 [資料3], (7) SJ M/6 [資料6]の3点は、それぞれ図版2, 3, 6で見られるように、紙背に簡単な、下記のような字句の記載がある。

qutluq-niŋ baš bitigi ol「クトゥルクの baš bitig なり」(TM206)

pokiŋ atlaŋ är qarabaš-niŋ baš bitigi ol「ポキンなる名の男奴の baš bitig なり」(THID373)

bu baš bitig äsän tigin-niŋ ol「この baš bitig はエセンティギンのものなり」(SJM/6)

クトゥルクは良人であり、ポキンとエセンティギンとは奴婢であったが、いずれも、それぞれの証文で売買対象とされている人物である。また、これらの字句が現在紙背に書かれているというのは、他の証文類でもしばしば見られるように、証文を細く折りたたんで保存するとき、折りたたんだその表に、保存者が記した上書きあるいは題記をよび得るものとして書かれ

21) 山田1963; 1964.

たからである。そのような証文の保存法のことは、私が既に指摘したところであり²²⁾、またこのような題記が見える借用証文も紹介したことがある²³⁾。その借用証文のばあい一部不明の文字があるが、yigädmış-niṭ……bitig「イゲドミシュの……証文」とあり、イゲドミシュとは借主の名であった。

さらに、(8) Feng Pint No. 2 [資料 7] は文書表面の契約本文の部分の写真が発表されているだけであるが、発表者の馮家昇氏らによると、紙背右下角に「善斌元契耳石禩」の 7 字があるという。善斌とはこの証文で売買対象とされている男奴 Pintuṭ であり、末尾 3 字「耳石禩」は私も解しかねているが、「ピントゥンの元契……」と、上記の「クトゥルクの baš bitig」などと同じ趣旨の記述と考えてよい。事実、baš とは「頭、はじめ」の意味を持ち、漢語「元」と完全に同義であり、bitig「書かれたもの」がこの種証文類の一般的な称呼であることはいまでもなく、要するに baš bitig と「元契」とは同義の語である。

以上の 4 例から、この種の人身売買文書が baš bitig と、それも被売人の名をあげ、その者の baš bitig とよばれていたことが知られるのであるが、実はこの baš bitig という称呼は土地についても用いられていた。たとえば Radloff の発表した一種の土地借用文書 (USp No. 6, TM 227) に、次のような表現がある。

Turī-niṭ borluq-niṭ maṭa qīlīp bārmış baš bitig「トゥリの、ぶどう園〔について〕の、私につくってくれた baš bitig」²⁴⁾

その他、Radloff の紹介した 2 通の土地をめぐる紛争に関する書状風の文書 (USp No. 17, TM219 と USp No. 24, TM213) でもこの語が用いられていて、とくに TM213 では čin baš bitig と書かれている。čin とは漢語「真」を写したもので「真正な」を意味する。すなわち『真正な baš bitig』を問題としているのであった。

曾てウイグルの証文類の分類をした故 Rahmeti Arat 教授は、baš bitig, čin baš bitig の語の見えるものとして 6 点の資料を指摘したが²⁵⁾、そのなかには、上に私の示した 4 点のうちの 1 つ TIID373 と今あげた Radlov の発表した 3 点のほかに、彼が 80/04, 179/30 と示した 2 通の文書資料もある。この 2 点の文書は Rahmeti Arat 教授の研究歴からみてベルリン・コレクション中にあったものに相異ないが、その原物はもうベルリンでは発見できなかった。従って教授の説明によるしかないけれど、それによると、前者 80/04 はやはり「曾て売買された果樹園の baš bitig」という表現があり、後者 179/30 の中には baš bitig という語があらわれるだけらしい。さらに、レニングラードの Krotkov コレクションにふくまれる 1 文書にも (Kr. IV 618),

22) 山田 1965 : 129.

23) 同上 : 132.

24) Radloff は別の読み方をしていたが、私はこのように訂正して読む。cf. 山田 1965 : 151.

25) R. Rahmeti Arat, Eski türk hukuk vesikaları, Sitzungberichte der 6. Arbeitstagung des PIAC in Helsinki, 4-8. 6. 1963. (*Jour. de la Soc. Finno-Ougr.*, No. 65. Helsinki 1964) pp. 26, 27.

ぶどう園の *baš bitig* に関する記述があり²⁶⁾、*baš bitig* という語が土地に関しても用いられていたことは疑いないのである。

以上のように *baš bitig* とは、現在知られる限りでは、奴婢の、あるいは奴婢とされる人身の売買証文、また土地の売買証文について用いられているわけで、それを漢語では元契とよんでいたこともわかったが、中国本土で元契という語が用いられていたかどうか私は知らない。故仁井田陞博士によれば、中国では、一般に権利伝承を立証する土地売買証文は、公券(紅契)でも私券(白契)でも上手契、老手契、上手老契などとよばれている²⁷⁾。元契と上手契とは語義も通じるであろうが、中国人本来の語として元契というのはなかったのであれば、それは *baš bitig* をトゥルファン地方在住の漢人が漢訳したものであろう。いずれにしろ、現在知られる10点の人身売買文書は *baš bitig* とよばれるもので、土地所有と同質の財産所有権を保証するものであることは疑いないと言ってよい。

なお、このような売買証文については、法制史的には、どのような手続きを経たものか、公証力はどうかなどが問題となるであろう。それらの点に関しては、まず (10) USp No. 57 [資料 9] で、その第21, 22行に次のような語句があるのが注目される。

bu bitig a...-niŋ bägi adar-niŋ tägräsin-tä bititim 「この証文、ア…のベグのアダルの面前にて書きたり」

この証文の証人は別に3名の者の名が明記されていて、それとは別に、このアダルという者の名があげられ、しかも彼は某ベグという称号でよばれている。ベグとはもちろん地方の公職にあるものであろうから、ここで特にこのような人物の前で書いたということは、注目しておいてよいであろう。また (3) TIID373 [資料 3] では、この証文の書き手エセネという者は *yüz bägi* という称号をつけてよばれている。*yüz* は「百」で、百戸長ともいうべき公職者と考えられる。一応証文の記載上だけでは、当事者たちが、近辺に居る有識者、文字を知る者としてこの人物に書き役を依頼しただけのようであるが、あるいはそれ以上の意味があるかも知れない。この文書は、図版3で見られるように、紙背に大きな三角形の墨印がある。表面6ヶ所に捺されている当事者のとは別に、このような捺印のあるのは珍しいことだが、あるいは、この百戸長のものかもしれない。このことも併せ考え、やはり注目に価すると思う。

それにしても、上記のような注目すべき事実があるにしても、これらの証文がいわゆる私券以上の性格を持っていたかどうかを決するには、未だあまりにも根拠として弱いと言わざるを得ないだろう。ただ、これらと同種類で同一書式で書かれている (8) Feng Pint. No. 2 [資料 7] についてみると、それと同時に作製された解放文書には、[資料10] 附註で述べたように明らかに官司の手による公証力を示す文字が見え、この売買証文には見えないという事実がある。

26) Д.И. Тихонов, *Хозяйство общественный строй уйгурского государства, X-XIV вв.* Москва. 1966. стр. 240, 241. 新資料であるが Тихонов 氏の読み方は不正確であるので、次の機会に文書内容は紹介したい。

27) 仁井田陞, 「中国法制史研究, 土地法取引法」東京 1960. pp. 346, 347, 367.

これらピントゥン関係文書は、既述のように1280年のものと年代比定されているし、元朝の紙幣も用いられていた。そのような政治情勢が比較的明らかな時代のものであるとして、少なくともこの売買文書は私券以上のものではなかったと考えられる。そうだとすれば、その他の文書は、いずれも年代不明であるが、やはり私券として作製されたものであり、それ以外のものではまずなかったと考えてよいのではなかろうか。

3. 養子関係文書

養子関係文書と考えたのは次の4点である。(13) 0.1 [資料12], (14) SJ 0/70 [0.7] [資料13], (15) SJ 0/55 [0.8] [資料14], (16) Ramstedt No. 2 [資料15]。このうち、最初の0.1文書は金銭の受け払いを伴わない養子縁組契約、すなわち立嗣文書であり、次の SJ 0/70, SJ 0/55 の2通は売養子文書であり、最後の Ramstedt No. 2 文書は、やや疑は残るが一応養子縁組の解除、すなわち離縁文書と見られるものである。以下それぞれについて、その内容を概観しておく。

a) 立嗣文書 この種のものは、現在までのところこの0.1文書だけしか知られていない、この文書は既述のように、現在原物も写真も見ることができず、Radloff が USp No. 98 として発表したウイグル字活字版 text と独訳文とだけを参照して、その記載内容を窺うしかないけれど、文意の解釈については、Radloff の読み方を少からず補正した私なりの読み方をこころみた。[資料12]として示したところについて見られたい。

文頭部分は、Radloff によれば4行ほど、欠損しているが、そこには証文として常踏の日附があり、この契約を結ぶに至った理由・いきさつが書かれてあったに相異なく、それ以外のことが書かれる余地はない。そうだとすると、この証文には金銭に関する記述はないわけであり、一方、明確に「養子にやった (oꝖulluq birtim)」と書かれているのである。存在第1行目に「…期待なく、子孫なきままになろうとて」といい、さらに第12行目に「われに息子や娘が生まれるとも」という字句と併せ考えると、後嗣を求める者があって、養子縁組が行なわれたと考えて誤ない。トゥルチという者に2人の息子があり、その1人のトゥルミシュという者が、ストゥバクのところの養子となる、というのが、このときの養子縁組であった。ストゥバクに後嗣がなかったのである。

文中には、実父トゥルチの責任で養子たるトゥルミシュが遵守すべきこと、一方養父のストゥバクの果たすべき責任が記されている。すなわち、1) 養子は養父に孝養をつくすべきこと、2) 養父は養子を実子の如く扱い、たとえ将来実子が生まれても差別なく扱い、妻もとり財産も平等に分与すること、3) 養父がもし不当の扱いをするようなことがあれば、養子は自由に養家を立ち去り得ること、4) 養父が正当な扱いをしているのに、養子として不穏当なことをし、勝手に養家を去ろうなどとすれば、養子是不孝罪に問われるべきこと、などである。

注目すべきことは、養子、養父の双方は、以上のようなことを「〔養〕子法 (oꝖul törüsi)」のとおりにし、それに従わねばならぬと記されている(第7, 27行)ことである。また、そもそ

もが、この養子縁組は「くにの法 (il törüsi)」によってなされた (第 3, 4 行) とも記されている。törü とは広般な意味の法、規範であって、この語だけでは厳密な法規定の存在を言うことはできないが、最低限当事者たちの間に一応守るべき法慣習があったことは疑ない。

この契約に立ち会った証人として、2 名のものの名が記されており、実父のトゥルチの印記があって、彼の責任でこの証文は作製されている。今まで敦煌で発見された漢文文書のなかにも 2 通の、これと同種の養子文書があるが²⁸⁾、そのうち文末まで完存している 1 通 (Pelliot chin. 3443) では、やはり実父の名が、養子本人の名と共に文末に記されている。なお記載内容は、このトゥルフェン出土ウイグル文のものと敦煌出土漢文のものとで、相応するところは非常に多い。比較対照すべきである。

b) 売養子文書 前記 SJ 0/70 [資料13] と SJ 0/55 [資料14] との 2 通であり、いずれも Malov が紹介し解説研究を発表したものである。この両文書とも原物について調査し得たので、個々の字句の解釈において Malov の読み方を修正すべきと考えたところも少なくない。

この 2 通の証文が、いずれもある男子を「養子にやる (orulluq bir-)」ときのものであることは、前述の 0.1 文書と同じであるが、これらでは 0.1 文書のばあいとは異り、金銭の受渡が行なわれている。そして、養子にやる理由として、両文書とも実家での手元不如意のことが明記されている。立嗣の目的でやる 0.1 文書と区別される理由はここにある。一方、息子なり弟なりを他人のところにやり、然るべき代価を受けとる年季奉公か人身質入れ契約のものもあるが²⁹⁾、それらでは「養子にやる (orulluq bir-)」という表現は用いられていなくて、実質はどうであろうと、やはり明確に区別されるのである。これらの理由から、この 2 通の証文を、私は売養子契約文と考えるものである。

この両文書の記述内容は共通している。すなわち、1) 日附にはじまり、2) 理由、3) 受けとった金子、4) 養家側の責任、5) 実家側の責任、6) 養家側・実家側双方に対する違約罰などの諸項目、そして末尾に、7) 後文 (証人・印記・書き手) がある。以下、それぞれの項目について注目すべきところを指摘しておこう。

まず当事者のことであるが、0/70 文書では、カイツォ・トゥトゥンが息子のティツォをチンツォ尊者のところにやっており、0/55 文書では、ティツォとアルチュクとの兄弟が彼らの弟アンツォをトイナク・シラヴァンティのところにやっている。一方では売られ養子にやられるものとして、他方ではやるものとして、ともにティツォという者の名が現れているが、このことについては、また後でふれる。いずれにしろ、息子のばあいと弟のばあいの両方が見られるのであるが、実家側と養家側との関係は文書記載面だけでは不明である。

受け払いされた金子のことを、両文書とも sūt säwinč とよんでおり、この語の読み方・意味については、[資料13] 語訳13-4 で説いた如く Malov は誤解しており、正しくは「乳の謝礼」

28) 中国科学院歴史研究所資料室編「敦煌資料 I」北京 1961. pp. 411, 472. 仁井田陞「唐宋法律文書の研究」東京 1937. pp. 532-37.

29) 山田、前掲 註 16) 参照。

すなわちそれまでの養育料をさすにちがいない。養家側として実家側に支払うわけである。表現は養育料であっても、それが身代金的性格を持つことは、中国史上の売養子の問題について仁井田陞博士が述べたとおりであろう³⁰⁾。いずれにしろ、その金額は、0/70では半ヤストック、0/55では20セティルであったが、半ヤストックとは25セティルであって、近似の価格と言っておかろう。

養家側の義務責任については、0/55では養父トイナクが養子アンツォを実子サムボトゥと平等に扱い、家産の分割にも平等にあずかるべきことを明記していて注目される。0/70では、ちょうど養家側の不当な扱いにふれているはずの数語が判読不明（第6行）だが、とにかく養子が養父に対し正当な敬意を払って仕えているのに、何か不当な扱いがあったばあいには、養子は自由となり得る。それを養家側の者が強制的にとどめることはできない旨記してあると考えられる。一方、実家側としては、当然ながら一度養子にやった者を勝手に連れ戻すことはできぬ旨、両文書とも記してあり、さらに0/70では文末にとくに、養子本人が養父を正しく尊敬すべきことを重ねて記している。

違約罰として、0/70では、養父側が違約したばあいにはヤサにより罰せられるといい、実家側のばあいにはオゴタイの軍やダルガたちに罰金相当のものを差し出すと記されている。このことは、この文書の年代がモンゴル支配下時代であることを示す点で注目されるが、いまその問題にはふれない。そしてさらに、実家側としては養父チンツォに2倍のものを支払う旨記しているが、これはおそらく、このとき受けとった金子の2倍ということであろう。すなわち半ヤストックの2倍1ヤストックである。0/55では双方どちらが違約しても、それぞれ1ヤストックを相手に支払うこととしている。ちょうど0/70で実家側に対する違約罰のなかで養父に支払うべしとしているのと同額である。0/55ではそれ以外何も記されていない。

証人は、0/70では3名、0/55では2名になっているが、後者のばあい他に3名の者の名をあげ、彼らの面前でこの証文を作製したと記しているのは注目されるが、いまそれらの者がどのような役割を果たすものか即断はできない。ただ、ティツォの実父キイツォもそうだが、これら3名の者はみなトゥトゥンもしくはシラヴェンティの、ほんらい仏僧の持つ称号がその名に附いている。また0/70での養父チンツォは *ayaŋqa tāgimlig* 「尊者」という明らかに仏僧としての称号でよばれているし、0/55での養父トイナクの名にも、またシラヴェンティの号が附いている。このような事実が背景にあることは記憶しておいてよいことであろう。なお、0/55では書き手は第3者であるが、0/70では実父のキイツォ・トゥトゥン自身が書いている。

問題なのは、この両文書とも、印記の条に「この印章はわれら両者のものなり (*bu tamγa biz ikägü-nür ol*)」と書かれていることである。0/55は全体の文脈からみれば、実家側養父側双方の、という意味にとった方が良さそうである。0/70では、この印記のあとさらに最後に、養子本人ティツォの名で、「この印はわれティツォのものなり」とあらためて書いてあり、捺

30) 仁井田陞, 前掲註) p. 541. なお中国では礼銀などの表現のほか哺乳銀ともよばれていた由であり、この *süt säwinč* とまさにな一致している。

印もされているので、はじめの「両者」とはやはり実父・養父の両者のようであるが、実際に捺されている印は同一のものである。解釈に苦しむわけであるが、この種の証文類では、書き手は「某々に訊ねて書いた (...qa/kä ayitip bitidim)」と記し、証文作製の責任を明らかにしているのが普通である。しかしこの両文書では、いずれもそのような表現は用いず、0/55のばあいにも、書き手のエルギュル・トゥトゥンは、ただ「訊ね書きたり」とだけ記し、誰に訊ねてとは言っていない。そのようなことから、現在私は、この両文書は実家側・養家側双方の共同責任の下で作製された、すなわち、この印記に言う両者とは実家側・養家側の双方という意味に解する方に傾いている。一般にこの種ウイグル文書で用いられる印章・捺印の意味するところは、個人の署名捺印というよりは一種の封印的な意味と解すべきだということは、私の曾て論じたところでもある³¹⁾。しかし、なお、今後検討は重ねたい。

最後に、これら養子文書としての記載内容のことではないが、前にも一寸ふれた両文書に共通に現れるティツォという人物をめぐる問題をこのさい指摘だけしておきたい。0/70、0/55はそもそもはそれぞれに0.7、0.8の文書番号を持ち、はじめに述べたように Ol'denburg が同じ時、同じ場所で入手したものである。また彼はそのとき、もう1通0.6の番号を附した文書も同時に入手している。0.6は現在 SJ 0/54 の番号で整理されているが、この文書がまたキイツォ・トゥトゥンが、その息子のティツォを3年年季で、人質としてチンツォ・シラヴェンティのところへやる証文である³²⁾。0/45 (0.6) と 0/70 (0.7) とは疑なく同一当事者によるものであり、前者は豚年正月10日附で3年年季にやる、後者は犬年11月26日附で養子にやってしまうという証文である。どちらも父親のキイツォが金子必要となつてというのが理由であった。常識的には、はじめ年季奉公にやり、のちさらに窮して身代金を受けとり、養子にやってしまったと考えるべきであろう。しかし残りの1通0/55 (0.8) 文書があり、これは牛年8月15日附だが、そこではティツォが兄と共に弟をトイナクという者のところへ養子にやるという証文を書いているのである。前にも指摘したように、この0/55 (0.8) 文書に登場する人物のほとんどは僧籍者のようで、その点はじめの2文書とも共通し、Ol'denburg の入手状況からみても、このティツォは他の2文書のティツォと同一人と考えてよいはずである。そうだとすれば、このティツォをめぐる現在知られる3通の証文の示す事実は、どのような状況をその背後に秘めているのであろうか、いろいろの問題を提起していると思われる。

c) 離縁文書 Ramstedt の発表した4通の文書のうち、その No. 2 をこの種の契約文と私は考えた。その記載事項は次のようなものであった。1) 日附、2) 理由といきさつ、祝福文言、3) 自由宣言、4) 追奪担保文言、5) 違約罰、そして6) 後文(証人・印記・書き手その他)。

この証文は、ケュニ・クズという者が病気になり、それも重態となつたので、彼のところに居たブカ・クリという男の子を自由の身にしようとして作製されたものであって、boš bitig「自

31) 山田信夫、タムガ(印章)雑考。「和田博士古稀記念東洋史論叢」東京1961. pp. 1021-23.

32) この文書については、前掲註16) 所引山田論文参照。

由文書」とよばれている（第7行）。前に示した奴婢解放文書（Feng Pint. No. 3）も *boš bitig* とよばれたはずだ、ということは既に指摘したとおりだが、*boš* は広般に自由であり束縛されない状態を示す語であって、解放でも離縁でもよい。また、「父母に *buyani tägzün tip*（福あれかしと）」という祝福文言、今後の行動は完全に自由であることを宣言するところに用いられている *örü taγqa qodı qumqa barsar*「上は山へ下は砂漠へ行くとも」という表現、そして後文の部で証人として、実際の証人の記名の前に *tört maxarač täγrilär, yiti äkä baltız täγrim*「四大天王、七姉妹神」の名を記していることなど、いずれも Feng Pint. No. 3 文書と共通しているところである。Feng Pint. No. 3 文書が奴婢身分からの解放文書であることは、関連文書との関係で疑ないところである。そうだとすれば、この Ramstedt No. 2 文書も同種のもの、すなわちブカ・クリはキューニ・クズのところの奴隷であって、このさい解放されるのだと考えるのが自然のようでもある。ブカ・クリの名のクリはまさに *qul*「男奴」の意味でさえる。私は当初はこのように考え、この文書も奴婢解放文書と考えていたのだが、以下に述べるような諸点を考慮するとき、いまは、なお若干の疑は残っているが、むしろ養子身分で束縛されていたことからの解放と考えた方が良いと思っている。

何よりもブカ・クリがキューニ・クズのところで男奴であったことを思わせる記述がない。名前にクリという語があることだけである。のみならず、キューニ・クズは「ブカ・クリという名の男の子に (*buqa qulı atlıγ oγulınqa*)」自由文書を与える（第5、6行）、と言っている。奴婢身分を示す *qara baš* とか *qul* とかよばずに、一般の男児、息子を目指す *oγul* でよんでいるのである。またこの証文を、ブカ・クリの兄ブクサン・トインの立会いの下で書いた（第19、20行）と明記しているし、ブカ・クリについて「ケンシのところで生まれた (*Käγši-tä toγmıš*)」と父親の名と思えるものも記してある（第5行）。ブカ・クリの家族の存在が無視できぬものとしてあったと考えられる。さらにキューニ・クズは、このブカ・クリ解放の件を、シンクイ・トゥトゥン・ベグと女婿のリケとに相談して決めたと言っている（第3、4行）し、リケは、多分重態であったキューニ・クズに代って証文作製の責任を負い、文末の印記の条も彼の名で記されている（第20、21行）。要するにキューニ・クズには女婿リケ以上に親近な男子が居なかったようなのである。相談相手となったもう1人の人物は、その名より見ても、近隣の地位ある人物であったろう。このような諸点を考慮するとき、近在に生家のあったブカ・クリは、どのような形でか、とにかく養子的存在としてキューニ・クズの家にあった、まさに男の子 (*oγul*) であったと考えるのが最も真実に近いと思う。

お わ り に

以上、現在各国に所蔵されている200点を越える中世ウイグル文書類のなかから、私が奴婢関係または養子関係文書と考えた16点のものについて、その内容によって、良人売買、奴婢売買、奴婢解放、奴婢結婚許可、立嗣、売養子、養子離縁の7種を類別したわけである。そし

て、類別の根拠を示し、それぞれの証文としての記載内容を概観し、記述されていることのかで注目すべき点も指摘してみた。以下に[資料1]～[資料15]として掲げた個々の文書の性格が、これによって明らかになったと思う。

この種の文書資料は、いうまでもなく、東トルキスタンとくにトゥルファン地方の中世社会史研究にとって、あるいは法制史研究のために貴重な資料となるものである。同地方すなわちウイグル・トルコ人を中心とする仏教世界のなかの1地域社会、その具体的歴史像をなまなましく描き出しているといつてよい。これまで敦煌出土の漢文文書のなかに、これらと同種類のものがあることはよく知られていた。比較的数の多い奴婢解放文書と目されるものが、断片も含めて6～7点知られているが、多くは書式集であり、実際に使用されたもので首尾完全なものは発見されていない。また人身売買関係のものは2点だけで、このウイグル文は10点もある。養子関係文書でも、敦煌出土のものは、実際に使用されたものが2点と書式が1種類ぐらいあるが、明確な売養子文書や養子離縁文書は、このウイグル文のものだけである。ここに発表するウイグル文の文書類が、その量の点からだけでも、もっと学界で注目され研究が深められることを期待したい。両者は比較検討すべきなのである。

それにしても、これらの文書について、その記述事項などの歴史的観点からの分析には、未だ残されている問題が多い。とくに個々の文書の年代比定からして、一部を除いて明らかでない。容易ではないけれど、今後極力究明せねばならぬ問題である。

本稿は、早く1968年夏に序論の部をのぞいて印刷に付されていた。その後私の身の事情は、完成を遅延させて今日に至ってしまった。今回、当初は本論と題して、より詳細に諸問題について論ずる準備をしていたところを放棄して、序論として、上記のような概観だけにとどめ、とにかくまとめた次第である。その間、印刷所をはじめ学部事務部その他各方面の方に多大の御迷惑をかけたことをお詫びせねばならない。

本稿が成るにあたっては、未発表資料の研究発表を許可され、多数の資料写真も供与されたベルリンの Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Institut für Orientforschung, 現在の Zentralinstitut für Alte Geschichte und Archäologie の当局者、さらに、1967年夏1ヶ月余にわたって滞在し、所蔵資料の調査研究を許可され、写真も贈与されたソビエト科学アカデミー幹部会及び同アカデミーの、当時の Институт народов Азии, 現在の Институт востоковедения のレニングラード支部の関係諸氏の御好意に深く感謝するものである。図版1, 3, 4, 5, 9などは、この両機関の御好意によって、今回初めて世界の学界に発表されるものである。

最後に、3年前に文書研究の部を印刷に付してからのおち、ほんらいなら当然参照すべきであった新しい研究成果の発表があった。そのうち特に重要と思われるものは下記のものであり、それらは今回の序論執筆にあたっては参照したが、個々の文書研究の際には参照引用していないことをおことわりしておきたい。なお、私自身もその間に、本稿に関連する研究を発表しているので、併せてここに示しておく。

- L. Ligeti, Un vocabulaire sino-ouïgour des Ming. *Acta Orient. Hung.* tom. XIX, pp. 118–316. Budapest 1966.
- L. Ligeti, Documents sino-ouïgours du Bureau des Traducteurs, *ibid* tom. XX, pp. 253–306; tom. XXI, pp. 45–108. 1967, 1968.
- L. Ligeti, Glossaire supplémentaire au vocabulaire sino-ouïgour du Bureau des Traducteurs. *ibid.* tom. XXII, pp. 1–49, 191–243. 1969.
- J. Hamilton, Un acte ouïgour de vente de terrain provenant de Yar-khoto. *Turcica, revue d'études turques.* tom. I, pp. 26–52. Paris 1969.
- P. Zieme, Ein uigurisches Sündenbekenntnis. *Acta Orient. Hung.* tom. XXII, pp. 107–121. Budapest 1969.
- Древнетюркский словарь.* Институт языкознания АН СССР. Leningrad 1969. XXXVIII + 676 pp.
- G. Hazai & P. Zieme, Fragmente der uigurischen Version des “Jin’gangjing mit den Gathas des Meister Fu”. *Berliner Turfantexte I*, S. 1–75, Taf. I–XL. Berlin 1970
- L. Ju. Tuguševa, Three letters of uighur princes. *Acta Orient. Hung.* tom. XXIV, pp. 173–187. 1971.
- 山田信夫, イスタンブール大学図書館所蔵東トルキスタン出土文書類——とくにウイグル文書について——. 「西南アジア研究」 No. 20, pp. 11–29, pls. 1–3. 1968
- 山田信夫, 回鶻文斌通(善斌)売身契三種, 「東洋史研究」 27–2, pp. 79–104, pls. 1–3. 1968.
- N. Yamada, Four notes on several names for weights and measures in uighur documents. L. Ligeti ed., *Studia Turcica*. Budapest 1971, pp. 491–498.
- 山田信夫, ウイグル文人質文書, 「山本達郎博士還暦記念論文集」東京 1972. pp. 479–492.

文 書 研 究 篇

文 書 目 次

[資料 1] TM 95, D181 男兒壳文書 図版 1

[資料 2] TM 206, D187 [Mainz 693] (Le Coq HU No. 4, USp No. 16, Malov PDP No. 16) 婦人壳文書 図版 2

[資料 3] T II D 373 (USp No. 61) 男奴壳文書 図版 3

[資料 4] 3 Kr. 34 (USp No. 114) 奴婢壳文書 図版 4

[資料 5] 3 Kr. 38 (USp No. 110) 奴婢壳文書 図版 5

[資料 6] SJ M/6 (Malov DUD No. 2) 奴婢壳文書 図版 6

[資料 7] Feng Pint. No. 2 男奴壳文書 図版 7

[資料 8] USp No. 56 奴婢壳文書

[資料 9] USp No. 57 男兒壳文書

[資料10] Feng Pint. No. 3 男奴解放文書 図版 8

[資料11] TII Čiqtim No. 7 (USp No. 73 + No. 81) 奴婢結婚許可文書 図版 9

[資料12] 0.1 (USp No. 98) 立嗣文書

[資料13] SJ 0/70 [0.7] (Malov URD No. 2) 壳養子文書 図版10

[資料14] SJ 0/55 [0.8] (Malov URD No. 3) 壳養子文書 図版11

[資料15] Ramstedt No. 2 養子離縁文書 図版12

- AGr: A. von Gabain, *Alttürkische Grammatik, mit Bibliographie, Lesestücken und Wörterverzeichnis, auch Neutürkisch*. 2 verbesserte Auflage. Leipzig 1950.
- Arat 1965: Reşid Rahmeti Arat, Among the Uighur Documents II. *Ural-Altaische Jahrbücher*. Vol. 36, 3-4, 1965. 263-272
- Brockelmann: C. Brockelmann. *Mitteltürkischer Wortschatz nach Maḥmūd al-Kāšgarī's Dīwān Luḡāt at-Turk*. Bibliotheca Orientalis Hungarica, I. Budapest u. Leipzig, 1928.
- Caferoğlu USöz: Caferoğlu Ahmet, *Uygur Sözlüğü I~III*. Istanbul, 1934-1938.
- DLT Dizini: Besim Atalay, *Divanü Lûgat-it-Türk. Dizini, Endeks*. Ankara, 1943.
- Feng: 馮家昇, 元代畏兀兒文契約二種, 「歷史研究」1954年第1期. 北京, 1954. 119-131.
- Feng Pint.: 馮家昇·Тенишев, 回鶻文賦通(善斌)壳身契三種附控訴主人書, 「考古學報」1958年第2期(總第20冊). 北京, 1958. 109-120.
- Feng Pint. (2): Фэн Цзя-шэн. Э. Тенишев, Три новых уйгурских документа из Турфана. *Проблемы востоковедения*. 1960, 3. 141-149
- Heuser-Şevket: Heuser-Şevket, *Türkisch-Deutsches Wörterbuch*, 6., unveränderte Auflage, Wiesbaden, 1967.
- HIY: *Hua-i-i-yu* 華夷訳語. Hirth Ma. 1, vol. 5. Dept. d. ehem. Preuss. Staats-B., Universitäts Bibliothek Tübingen, Tübingen. Vol. 5. Uigurisch. 高昌館訳語.
- Hk I; II: G. R. Rachmati, Zur Heilkunde der Uiguren, I; II. *Sitzungsberichte der Preussischen Akademie d. Wissenschaften*, Phil.-hist. Klasse. 1930, 451-473; 1932, 401-448.
- Hony: H. C. Honoy (with the advice of Fahir Iz), *A Turkish-English Dictionary*. 2nd ed., Oxford, 1957.
- Ht V: A. von Gabain, Die uigurische Übersetzung der Biographie Hüen-Tsangs. *Sitzungsberichte der Preussischen Akademie der Wissenschaften, Phil. Hist. Klasse*. 1935. 151-180.
- Jarring 1964: G. Jarring, *An Eastern Turki-English Dialect Dictionary*. Lund, 1964.
- Klaproth: J. Klaproth, *Abhandlung über die Sprache und Schrift der Uiguren*. Paris, 1820.
- Le Coq 1910: A. von Le Coq, Sprichwörter und Lieder aus der Gegend von Turfan, mit einer dort aufgenommenen Wörterliste. *Baessler-Archiv*. Beiheft 1. Leipzig-Berlin, 1911.
- Le Coq HU: A. von Le Coq, Handschriftliche uigurische Urkunden aus Turfan. *T'ürán* VIII, Budapest, 1918, 449-460.
- Malov DUD: С. Е. Малов, Два уйгурских документа. Из *Работ Восточного Факультета Среднеаз. Гос. Унив.* Ташкент, 1927. 387-394.
- Malov PDP: С.Е. Малов, *Памятники Древнетюркской письменности. тексты и исследования*. Институт Языкознания АН СССР. Моск.-Лен., 1951. 200-218. Юридические документы уйгуров; 353-444, Словарь.
- Malov URD: С. Е. Малов, Уйгурские рукописные документы экспедиции С. Ф. Ольденбурга. *Зап. Института Востоковедения АН СССР* I. Ленинград, 1932, 129-149.
- Malov 1954: С. Е. Малов, *Уйгурский Язык. Хамийское наречие. Тексты, переводы и словарь*. Институт языкознания АН СССР. Моск.-Лен., 1954.

- Man. I; II; III: A. von Le Coq, Türkische Manichaica aus Chotscho, I; II; III. *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften, Phil.-hist. Kl.* Jhg. 1911 Anhang, 1912; Jhg. 1919; Jhg. 1922.
- Menges 1954: K. H. Menges, Glossar zu den Volkskundlichen Texten aus Ost-Türkistan II. *Abhandlungen der Geistes- und Sozialwissenschaftlichen Klasse, Akademie der Wissenschaften und der Literatur in Mainz.* 1954, 681-817.
- 護 1960: 護雅夫, ウィグル文葡萄園売渡文書, 「東洋学報」42-4, 昭35-3. 22-50.
- Pfahl: F. W. K. Müller, Zwei Pfahlinschriften aus dem Turfanfunden. *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften, Phil.-hist. Klasse.* 1915, 1-38.
- Ramsetdt: G. J. Ramstedt, Four Uigurian documents. in: C. G. Mannerheim, *Across Asia from West to East in 1906-08.* Travaux ethnographiques VIII, Soc. Finno-Ougr. Helsinki, 1940. Vol. 2, 1-12.
- Shnitnikov: Boris N. Shnitnikov, *Kazakh-English Dictionary.* Indiana University Publications Uralic and Altaic Series, Vol. 28, London, The Hague, Paris, 1966.
- 敦煌資料 I: 中国科学院歴史研究所資料室編, 「敦煌資料, 第一輯」. 北京, 1961.
- TT I; II; III; IV; V: Bang & A. von Gabain, Türkische Turfan Texte I; II; III; IV; V. *Sitzungsberichte der Preussischen Akademie der Wissenschaften, Phil.-hist. Klasse.* 1929, 1-30; 411-430; 1930, 183-211; 432-450; 1931, 323-356.
- TT VI: W. Bang, A. von Gabain & G. R. Rachmati, Türkische Turfan Texte VI. *ibid.*, 1934, 93-192.
- TT VII: G. R. Rachmati, Türkische Turfan Texte VII. *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften. Phil.-hist. Klasse.* 1936, 1-124.
- TT VIII: A. von Gabain, Türkische Turfan Texte VIII. *Abhandlungen der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin, Klasse für Sprachen, Literatur und Kunst,* Jhg. 1952 Nr. 7. 1954.
- TT IX: A. von Gabain & W. Winter, Türkische Turfan Texte IX. *ibid.*, Jhg. 1956. Nr. 2. 1958.
- TT X: A. von Gabain, Türkische Turfan Texte X, *ibid.*, Jhg. 1958, Nr. 1. 1959,
- Uig. I; II; III: F. W. K. Müller, Uigurica I; II; III. *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften.* 1908, 1-60; 1911, 1-110; 1922, 1-92
- Uig. IV: A. von Gabain, F. W. K. Müllers Uigurica IV. *Sitzungsberichten der Preussischen Akademie der Wissenschaften, Phil.-hist. Klasse.* 1931, 675-727.
- USp: W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler, Materialien nach Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov herausgegeben.* Leningrad, 1928.
- Wb: W. Radloff, *Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte,* mit einem Vorwort von Omeljan Pritsak, I~IV. The Hague, 1960.
- 山田 1963: 山田信夫, ウィグル文売買契約書の書式, 「西域文化研究第六」. 京都, 1963, 31-62.
- 山田 1964: N. Yamada, Uighur Documents of Sale and Loan Contracts Brought by Otani Expeditions, Appendix, The Forms of the Uighur Documents of Sales Contract. *Memoirs of the Research Department of The Toyo Bunko,* No. 23. Tokyo, 1964. 71-118.
- 山田 1965: 山田信夫, ウィグル文貸借契約書の書式, 「大阪大学文学部紀要」XI. 1965, 89-128, 6 pls.

[資料 1]

TM 95, D 181 図版 1

- 1) toʻuz yil ikinti ay üç yaʼzi-qa
豚 歳 第二 月 三 新[日]に.
- 2) maʼza quqdamunı t[a]munı-qa yuʼzlaq
われに ククタムニ タムニ に 用う
- 3) -lıʼr böz kargäk bolup alpış
ベキ 棉布 必要 となり, アルピシュ
- 4) -tın älig tas böz ilig-tä
より 50 粗 布 手にて
- 5) alıp öşüm-niʼ yuʼzçı atlaʼr
うけとり, われ自身の ユンチ[なる]名の
- 6) on üç yaşar är oylan-nı
十 三 歳の 男 児 を
- 7) alpış-qa toʻru tomlidu sađım
アルピシュに まさに まさしく 売ったり[われ].
- 8) ilig-tä alıp bu biđig-nı
手にて うけとり この 書きつけを
- 9) qılmış kün üzä män alpış
作りたる 日 に, われ アルピシュ
- 10) tükäl sanap birđim män quqdamunı
すべて 数え 与えたり[われ]. われ ククタムニ
- 11) ymä tükäl sanap alđım bir ägsüg
また すべて 数え 受けとれり[われ], 一[も]欠くる
- 12) -süz bu yuʼzçı-qa miñ yil tümän
なし. この ユンチに 千 年 万
- 13) kün-kä-tägi alpış ärklig bolz-un
日 にまで アルピシュ 力あるもの たるべし.
- 14) taplasar öz-i tuđsun taplamasar
好まば みずから 保持すべし. 好まざらば
- 15) adın kişi-kä öđktürü sađsun
他 人 に ゆずり 売るべし.
- 16) bu yuʼzçı-nıʼ soñ bayan
この ユンチの 前 後で(?)
- 17) oqırış yalqanı bolz-a tākır qarš-a
盗み 偽り あらば, 強き 反対
- 18) -sı bolz-a onluqı yüşlüki bulup
あらば, 十人衆 百人衆 として

* 原文書, 語中の 1 字の一劃を書き落している.

- 19) čam čarim qilsar mǎn quqdamuni
紛 争 為さば、われ ククタムニ
- 20) bilir mǎn alpış bilmǎz kim kim
関知す。われ アルビシュ 関知せず。誰 某
- 21) m-ä bolup čam čarim qilsar
ぞ とて 紛 争 なさば、
- 22) uluγ süü-kä aq yasduq bāg
大 軍 に 白き ヤストック、ベグ
- 28) -lär-kä ädär-kä yaraγu ađ
たち に 鞍 に 適える 馬
- 24) birip söz-läri yorımaşun
与え、[彼らが]言葉 通ぜざるべし。
- 25) bu nişan tamγ-a mǎn quqdamuni
この ニシャン タムガ われ ククタムニ
- 26) -niγol tanuq ödkäk** tanuq ilči buq-a
のそれ。証人 オェドケク、証人 イルチ ブカ、
- 27) tanuq tüşdämür bu nişan mǎn tanuq
証人 テュシュテミル。この ニシャン、われ、証人
- 28) ödkäk-niγol
オェドケク のそれ。
- 29) bu nişan mǎn [ta]nuq [il]či-buqa-niγol
この ニシャン、われ、証人 イルチ のそれ。
- 30) bu nişan mǎn tanuq tüşdämür-niγol
この ニシャン、われ、証人 テュシュテミル のそれ。
- 31) bu nişan mǎn toγan ? qdāqan-niγol
この ニシャン、われ、トガン ? クトカン のそれ。
- 32) mǎn šila quqdamuni-qa inčkä aydıp
われ シラ、ククタムニ に 細く 訊きて
- 33) biđirtim
書きたり[われ]。

English translation:

On the third of new, the second month, the year of pig, for me, for Quqdamuni, being in need of cotton fabric for use, I, receiving by hands, from Albish, fifty rough cotton fabric, have sold to Albish my own's thirteen-year-old man-child named Yungchi. On the day when I, receiving [it] by hands, made this document, I, Albish, have counted and paid completely, [and] I, Quqdamuni have counted and received too. [It was] not missing even a single! To this Yungchi, until a thousand years and ten thousand days, Albish may be powerful, if he likes, he may hold [him] for his own, if he does not like, he may transfer and sale [him] to other person. If, of this Yungchi, later [or] sooner (?), a theft and falsehood may happen, quarrel may occur, and, forming groups of ten or hundred, one may cause troubles, I, Quqdamuni, will accept, I, Albish, will not accept. Whoever it may be, if they may cause troubles, they shall offer white *yastuq* to the grand army, horses

**原文書、修正してある。

suitable for saddle to *bägs*, and their words shall not pass. This sign-seal is that of me, Quqtamuni's. Witness, Ötkäk. Witness, Ilchi Buqa. Witness, Tüshtämür. This sign is that of me, witness, Ötkäk's.

This sign is that of me, witness, Ilchi Buqa's.

This sign is that of me, witness, Tüshtämür's.

This sign is that of me, Toghan •qtqan's.

I, Shila, inquiring to Quqtamuni in detail, have written.

語 釈

1-1 2) quqtamuni: 売手の名であるが、トルコ名ではないと思われる。

1-2 2) t[a]muni: 一見, *tämür* と読める。しかし, あとに続く接尾辞は疑なく *-qa* であるから, そう読むべきではなく, このさい, 前の売手名の後半部 *tamuni* を, 誤ってかあるいは理由があつてか, 書いたものと考えておく。

1-3 4) *tas böz*: 同じ表現を私はなお他に 3 例見出しているが, そのうち, 未発表資料の TM 86 は棉布 (*böz*) 借用文書である。残る 2 例は, とともに Radloff または Malov により既に発表されている資料に見えるものだが, その一つ USp No. 8 (TM 236, D 176), 第 5 行に記された *älig tas böz* を, Radloff は *älig bäs böz* と読み “fünfundfünzig (Stück) Baumwollenzeug” と訳した¹⁾。Malov も同書の補訂に当って修正していない。しかし, 私が原文書を実見したところでは, これはやはり *tas böz* である。他の 1 例は Malov PDP No. 2, 第 9, 第 10 の両行に *otuz tas böz* と記した, それである。Malov もこう読むことは読んでおるが, 訳語としては “трицать мер холста” (I. 9), “холст в трицать мер” (I. 10) (棉布 30) とだけ記し²⁾, 語彙の部では “внешняя часть (外の部分)” の訳語を与え, 「*taš* を見よ!」と記している³⁾。正しく解釈していなかったらしい。

私は, これらの諸例すべてを *tas böz* と読み, その *tas* を, マフムード・アル・カシュガリーが「悪い」の意味を与えた *tas*⁴⁾ と関連ずけて考えたい。すなわち, *tas böz* は「粗布」であろう。なお, 別に, 新資料 T II 1813 に *inčkä böz* (細い布) という表現がある。*tas böz* はそれと対比すべきものと考えられる。

1-4 4)5) *ilig-tä al-*: *ilig* は「手」, 従つてこの表現は「手でとる」の意。手から手に渡して, ということだが, 同じ表現は Malov PDP No. 2 にも Ot-Ry 543 にもある⁵⁾。

1-5 5) *yüçür atlar*: *yüçür* は, いま売られる男児の名, *atlar/atlır* の *at* は「名」, *-lar/-lır* は「～のあつる」の義を示す形容詞語尾。

1-6 6) *on üç yaşar*: *on* は「十」, *üç* は「三」。「十三」をいうのに *on üç* というのは新しい表現で, 古くは *üç yigirmi* (3, 20) といい, いま知られているウイグル文書のなかでも, この新しい数称を用いた例は

1) USp: 8.

2) Malov PDP: 207

3) *ibid*: 427

4) Brockelmann: 198 “schlecht”

5) Malov PDP: 206, 207; 護 1960: 25, 29

むしろ少い。yaşar の yaş は「年令」の義で, yaşar で「～才の」を意味する。

1-7 6) är orlan: är は「男, 夫」の意味であり, orlan は「子供, 若者, 息子」の意味である。すなわち, ここには「男の子」と記されているわけだが, このさい, 5行目に özüm「われ自身の」とあるのと併せ考えると, これが, その息子であることがわかる。

1-8 7) toŗru tomlidu: 売買契約文のうちで, 定型的に sat-「売る」を修飾する語として用いられることは, 既に指摘したことがある⁶⁾。toŗru の語義が「まさしく, まっとうに」などであること, tomlidu の語源は明かでないが前者の重畳語的表現と解されることなども, 既に知られているとおりである⁷⁾。

1-9 8) bitig: bit-「書く」にもとずき「書いたもの」の義。この種の証文類も, みな bitig とよばれている。

1-10 11)12) bir ägsüg-süz: bir は「一」, ägsüg は ägsü-「欠ける」にもとづく名詞形, すなわち「欠損」の意。-süz /-suz は否定を示す。一つとして欠けることなく, という意味にちがいないが, これと同種の漢文文書で「一無懸欠」という表現がよく用いられており⁸⁾, おそらくは, この漢語表現が襲用されるに至ったものだろう。T III M 205 d の土地売買文書にも用いられているが, そこでは bir ägsüg-süz tükäl sanap altım とあり, 土地の売主がその代価を「一も欠くことなく, すべて, 数え受けとれり」とあって, 文脈はより自然である。本文書のばあいも, その前の「……受けとれり」にかかる副詞句に相異ない。

1-11 16) soŗ bayan: soŗ は「後の方」という意味で古くから用いられている⁹⁾。時間的にも場所的にもである。問題は bayan であるが, まずこれは baya-n と分解して解し得よう。baya は「先の, 前の」などの意味のあることばで, やはり良く知られている¹⁰⁾。しかし, これは, 今まで知られている限りでは時間的意味しかないらしい。とにかく, この baya に yazın「夏に」, ol ödün「その時に」などに見られる造語尾-n¹¹⁾ がついたものとみれば, bayan に「先に, 前に」の意味を考えることは可能だろう。あるいは, 他の機能を持つ造語尾かも知れない。

いずれにしろ, ここの文脈上, 私は, この両語を併せて「前後に, 前後の」というような意味を考えたい。前の bu yuŗçi-niŗ「このユンチの」を受けるものとすれば, 「……の前後に, ……の周辺で」と場地的意味と解すれば最も文意は通じやすいと思う。ただし, もしとくに baya の語義からして時間的にしか解し得ぬものなら, 「遅くに早くに, 遅かれ早かれ, 何どきにしろ」というような意味で, まさに日本語の「早晩」に類した表現が考えられるわけだが, そのような副詞句の挿入が, ここの文脈上可能であるかどうか, その他の諸点と共にトルコ語学専家の御教示を得たいと思う。

1-12 17) oŗriş yalŗanı bol-: oŗri の語については, Brockelmann: 125, “verborgen, Diebstahl, Dieb”; Wb I: 1020 [Schor. Uig.], “der Dieb, der Diebstahl”; HIIY: 39a, oqrı, 襖力 ao li “賊(盗む, 害す, 盜賊)”などが参照される。yalŗan の語については, 同じく Brockelmann: 74 及び Wb III: 175 [Kom. Bar.

6) 山田 1963: 41

7) 山田 ibid.; 護 1960: 31; Arat 1965: 269

8) 諸例は, Pelliot No. 3394; Stein Nos. 1475, 3877 などの漢文文書に見ることができる。cf. 敦煌資料 I: 287, 288, 293, 297, 309, 311.

9) Brockelmann: 183, “hintere Teil”; Wb IV: 533, 2) die spätere, nachfolgende Zeit, 3) nachher, später, 4) von hinten kommend, 5) nachfolgend

10) TT V: A) 50, 100, 15; Wb IV: 1467 “letztthin, vor einiger Zeit”. その他 Malov 1954: 140 など

11) AGr: §424.

Tob. Kas. Uig.], “die Lüge, lügnerisch”; HIIY: 89 b, yalqan, 眼罕 yen han “虚(空し, いつわり)” などが参照される。そして, まさに *oŕri yalŕan* という表現も, Radloff によれば Kutadgu Bilig に用いられており¹²⁾, 要するに「盗みや虚言などの悪事. それをする者, すること」を意味すると思われる。

なお *oŕri bol*-の表現は, Rahmeti の発表した医学書断片の一つに「へその上にあざがあれば盗人となる」と, 単に盗人となるという意味で用いられている例はある¹³⁾。しかし, 本文書のばあいには, *oŕri* のあとには *-sı*, *yalŕan* のあとには *-ı* と, いずれも 3 人称単数 (もしくは複数) 所有格, あるいは転じて限定的意味を示す語尾¹⁴⁾が附せられており, ここの *bol*-は, これらのことが「おこる」の意味と解すべきであろう。それは, 以下の *qaršaſı bol*-, と併せ考えられることである。

1-13 17)18) *täkir qaršaſı bol*:- *täkir* の語は, Wb III: 1020 に Karakirgiz 方言としてあげられている, “gross, mächtig” の意味とされている例しか知らないが, このさい参照したい。

qarša についても, Wb II: 206 [Kir. Kar-L.], *qarsı=qarşı*; 208 [Tob. Tur. Kom. Kas. Krm. Osm.-Ad. Kar.-T.] *qarşı* “das Entgegenstehende, die gegenüberliegende Stelle usw.” を参照して「反対」の意味と考えられる。なお Borovkov: 202, *qarša qaršu* “напротив (に対して, 反して)” 参照。

qaršaſı の *-sı* は, 前の *oŕriſı yalŕanı* の *-sı*, *-ı* と同じ語尾で, *bol*-も前のばあいと同じ, すなわち, 「強い反対がおこる」ということを, ここでは言っているにちがいない。

1-14 18) *onluqı yüzlüki bul*:- *onluqı, yüzlüki* の *-ı* は, とともにやはり前の *-sı*, *-ı* と同じ 3 人称所有格もしくは限定の語尾。on「十」, *yüz*「百」にもとずく *onluq yüzlük* については, 歴史上の隣保制の問題として総合的に考察せねばならぬ。

1-15 19) *čam čarım qıl*:- 語源などについて問題のある *čam čarım* という表現が, とにかく「紛争」のような意味であることは, 既に私の論じたところである¹⁵⁾。この種の契約行為に関して常に用いられている。

1-16 20) *bil*:- 本来の意味「知る」から「責任をとる」の意味に用いられている。やはり, 既に論じたことがある¹⁶⁾から今はくりかえさない。

1-17 22) *ulur süü*: *ulur* は「大きい」, *süü* は「軍, 軍隊」の義であることは衆知のとおりである。この「大軍」という表現については, 馮家昇氏がふれたことがある¹⁷⁾だけだが, 彼の, 「大軍」とはウイグル境内に駐在した元朝の軍隊を指すという見解を, 私も支持したいと思う。ただし, このような歴史上の問題については別に論じたい。

1-18 22) *aq yastuq: yastuq* の原義が「枕」であることは, 中世以来現代にいたるまでよく知られているとおり¹⁸⁾だが, 一方, これら中世文書では *baqır, sätir* と並ぶ通貨単位としても用いられていたこと, 既

12) Wb III: 175, *täqip oŕri yalŕan anı alŕaſı sös* “greift ihn ein Dieb und Lügner an, so rettet ihn das Wort” (K.B. 21, 1)。ただし, 私の手もとにある Kutadgu Bilig の諸版原典にこの句は発見できなかった。

13) TT VII: No. 37, lines 6, 7, *kintik üstün mäng bolsar, oŕri bolur* “Wenn man oberhalb des Nabels ein mal hat, so wird man zum Dieb”。

14) AGr: §§193, 360。

15) 山田 1963: 50。さらに新しくは山田 1964: 36, 37。

16) 山田 1965: 65。

17) Feng: 123, 124。

18) Brockelmann: 81; Wb III: 223 など。

に説かれているとおりである¹⁹⁾。しかし、現存資料のうちでは、通貨として、棉布類のほかには少なくとも čao (鈔), altun (金), kümüş (銀) が認められるうち、yastuq, čao のばあいにはまさしく通貨の単位称呼として用いられているのに対し、altun と kümüş のばあいには、単位称呼となる以前の金・銀の地金そのものの名称としても用いられている。たとえば、ある契約証文²⁰⁾で「600ヤストゥク鈔」「100ヤストゥク鈔」「500ヤストゥク鈔」などというばあい、また一遺産分割証文²¹⁾で「3ヤストゥク鈔」というばあい、さらに中統宝鈔について「20ヤストゥク」という²²⁾のなど、すべて、明かに価格計算単位として yastuq は用いられているが、「1金ヤストゥク (bir altun yastuq)」²³⁾、「5金ヤストゥク (biş altun yastuq)」²⁴⁾あるいは「1銀ヤストゥク (bir kümüş yastuq)」²⁵⁾、「1銀ヤストゥクずつ (birär kümüş yastuq)」²⁶⁾ などというときの yastuq は、むしろ地金のことをいっていると考えられる。

これらの通貨に関する問題は、各文書の年代差の問題もふくめて、別に詳論を要するところであるが、要するに、とくに前田直典氏が論証したように²⁷⁾、yastuq はまさに中国の錠錠に対する中世ウイグル人のことばであり、金・銀の地金そのものを指しても、それから発展した通貨計算単位としても用いられており、本文書のばあいのごときは前者の意味に解すべきだと思う。

aq の原義は「白い」であるが、このばあい、kümüş「銀、銀貨」を言うものと思う。Radloff によれば Osman 語に「銀貨」をいうのに、aq aqčä という表現もあるようである²⁸⁾。なお、SJ 0/70 ([0.7], Malov URD No. 2) 文書 [資料 13] で、Malov は、yürüŋ yastuq と読める表現があり、yürüŋ は「光っている」から「白い」の意味にも用いられる言葉で、やはり「銀」を指すものだと論じたが、この読み方には疑問がある²⁹⁾。

1-19 23) ädär-kä yaraŋu at: ädär が「鞍」の意味であることはカシュガリーの辞典で知られている (Brockelmann: 18, “Sattel”). なお Wb I: 721, äyär [Krm. Ad. Kom. Osm.] “der Sattel”; HIIY: 60a idär 以得兒 i te êrh “鞍”も参照される。yaraŋu は yara-「有用な、適当な」にもとづくことは疑なく、全体で「鞍に適した馬」すなわち「乗用馬」あるいは「とくに良い乗用馬」のことに相異ない。なお、類似の表現は、上記 SJ 0/70 [資料 13], Feng No. 1, Arat 氏の紹介した土地売買書文などにも見える。但し、Malov, 馮家昇の両氏は誤読している³⁰⁾。

19) USp: 79, 88, 90; F.W.K. Müller, Uigurische Glossen. *Ostasiatische Zeitschrift* VIII (Festschrift Hirth) S. 321, 322; Ramstedt: 12; 前田直典, 元代の貨幣単位, 「社会経済史学」14巻4号, p. 9 以下。

20) USp No. 12 (TM 225)

21) USp No. 55

22) USp No. 15 (TM 238)

23) USp No. 78, 115; Ramstedt No. 2; Feng No. 1; Feng Pin. No. 3

24) USp No. 115

25) USp No. 115

26) USp No. 78; Feng Pin. No. 3

27) 前田直典 op. cit.

28) Wb I: 92

29) [資料 13] 語釈13—11参照。

30) Malov の読み方については、[資料 13] 語釈13—14を参照。Feng No. 1 について馮家昇氏は ädär-kä ya·qu xon と読み、註釈はないが「繳予…胥吏一隻羊」の訳をつけている。ädär を「胥吏」の意に解し at の語を xon と読むのは明かに誤りである。なお ya·qu も附載された写真によっても明かに yaraŋu と読める。なお Arat 1965: 269 参照。

1-20 25) nišan tamra: 此の表現については山田 1963 b: IV, 1 を参照。

1-21 33) bitirtim: ふつうの bitir-「書く」に代って bitir- という表現が用いられているわけだが、極めて珍らしい例である。bitir- は biti- に令動動詞化する -r- がついたものと考えられようか。そのようなばあい、意味に变りのないことも少なくないとされている³¹⁾。

<附註> 捺印は、文頭及び文末の部、それに 11)12) の中央部、23) の中央部と28) の行末、計5ヶ所に、方形墨印が認められる。それらとは別に、31) の、やはり証人と思われるものの印記の条の末尾には手描きの略花押がある。その他の 29), 30) の同じ証人の印記の条には何も描かれていない。白っぽい薄手の紙。50×ca. 23cm.

31) AGr: §161.

[資料 2]

TM 206, D 187 (Mainz 693, USp No. 16, Malov PDP No. 16, Le Coq HU No. 4)

図版 2

- 1) biçin yıl çaxşapud ay iki yazı
猿 歳 蠟 月 二 新
- 2) -qa mağa tadmilig qar-a buq-a
[日]に、われに テドミリグ カラ ブカ
- 3) ikägü-kä qarçlır kargäk bolup
両者 に 費用 必要 となり、
- 4) quđluq adlır qađun kiři-ni sađıp
クトウルク[なる]名の 婦 人 を 売 りて、
- 5) quđluq tāmür-tin yüz ālig qalın bōz
クトウルク テミュルより 百 五十 厚 布
- 6) alđımız bu yüz ālig bōz-ni
受領せり[われら]. この 百 五十 布 を、
- 7) sađır qılmıř kün üz-ā biz
売[買] 為せる 日 に、われら
- 8) tadmilig qar-a buq-a ikägü tükāl
テドミリグ カラ ブカ 兩名、すべて
- 9) sanap altımız mән quđluq [āmūr]
数え 受領せり[われら]. われ クトウルク テミュル
- 10) ymā tükāl sanap birđim bu quđluq
亦、すべて 数え 支給せり[われ]. この クトウルク
- 11) atlır qađun kiři-kā miñ yıl
[なる]名の 婦 人 に 千 年
- 12) tümән күнкә-tägi quđluq tāmür ārklig
万 日 に まで クトウルク テミュル 力あるもの
- 13) bolz-un taplaz-a öz-i tuđz-un
たるべし. 好まば 自ら 保つべし.
- 14) taplamaz-a adın kiři-kā sađz-un
好まざれば 他 人 に 売却すべし.
- 15) biz tadmilig qar-a buq-a ikägü
われら テドミリグ カラ ブカ、 両者
- 16) -nür aqamız inimiz onluq-umuz
の 兄[われらが] 弟[われらが] 十人衆[われらが]
- 17) yüz-lük-ümüz kim-čā kim-mā bolup
百人衆[われらが], 誰 が 誰 ぞ とて
- 18) čam čarım qılmaz-un ārklig bağ
紛 争 為すべからず. 力ある ベグ
- 19) iři ilči [ya]l[aw]ač küč-in tuđup
輩, 使臣 使節 [の]力を とりて

- 20) čamlasar-lar yulayın alayın tisär
紛争せば、取引せん 取らん と言わば
- 21) -lär bu quḏluq täŋ iki kiši yaraḏu
[彼ら], この クトゥルク [に] 等しき 二人 ととのえ
- 22) birip söz-läri yormışun čamlaŋuči
与え, 言[彼らが] 通ずべからず, 争者
- 23) kiši kü qorluq bolz-un quḏluq tämür
[の] 人 名誉 損われるもの たるべし. クトゥルク テミュル
- 24) qorsuz bolz-un tanuq törädü tanuq
損われざるもの たるべし. 証人 テョレデュ, 証人
- 25) turur muḡsuz tanuq turči tanuq toyın
トルル ムンスズ, 証人 トルチ, 証人 トイン.
- 26) bu nišan biz tädmilig qar-a buq-a ikägü
この ニشان われら テドミリグ カラ ブカ 兩名
- 27) -niŋ ol män toŋm-a baqşı tädmilig
の それ. われ トンマ バクシ, テドミリグ
- 28) qar-a [b]uq-a ikägü-kä inčkä ayıdıp biḏidim
カラ ブカ 兩名 に 細く 訊ね 書きたり[われ].
- 29) bu nišan män tanuq törädü-niŋ ol
この ニشان われ 証人 テョレデュ の それ.
- 30) bu nišan män tanuq muḡsuz-niŋ ol
この ニشان われ 証人 ムンスズの それ.
- 31) bu nišan män tanuq turči-niŋ ol
この ニشان われ 証人 トルチ の それ.
- 32) bu nišan män tanuq toyın-niŋ ol
この ニشان われ 証人 トイン の それ.
- (Verso-title) quḏluq-niŋ baş biḏigi ol
クトゥルク の 元 契 なり.

English translation:

On the second of new, the *chaxshaput* month, the year of monkey, for us, for both, Tädmilig and Qara Buqa, being in need of expense, we, selling a woman named Qutluq, have received from Qutluq Tämür a hundred and fifty thick cotton cloth. On the day when the sale was done, we, both, Tädmilig and Qara Buqa, have, counting, received completely. I, Qutluq Tämür, have, counting, given completely too. For this woman named Qutluq, until a thousand years and ten thousand days, Qutluq Tämür may be powerful. If he pleases, he may hold [her] for his own, if he does not please, he may sell [her] to other person. Of us, both, Tädmilig and Qara Buqa, our elder brothers, our younger brothers, our parties of ten, our parties of a hundred, whosoever it may be, they must not cause troubles. If they, taking the might of chief, the party, *ilči* or *yalavač*, may cause troubles, and say to deal with or to seize, they must arrange and give the two persons same with this Qutluq and their words shall not pass. Those who cause troubles must be damaged, Qutluq Tämür must be undamaged. Witness, Törätü. Witness, Turur Mungsuz. Witness, Turchi. Witness, Toyin. This mark is that of us, both, Tädmilig and Qara Buqa. I, Tongma Baqsi, finely inquiring to both of Tädmilig and Qara Buqa, have written. This mark is that of me, Törädü, witness. This mark is that of me, Mungsuz, witness. This mark is that of me, Turchi, witness. This mark is that of me, Toyin, witness.

〈Title〉 It is the head document of Qutluq.

語 釈

2-1 3) qarčlır: 他には見えぬ言葉. Radloff, Malov, Le Coq いずれもアラブ語からの借用語として「費用, 支出」の意味としている³²⁾に従っておく.

2-2 4) qatun kiši: 高昌館訳語によれば, qız「女(むすめ)」に対し qatun kiši「婦人(有夫の女)」とある³³⁾. 現代トルコ諸方言に於いても qatın, qadın はふつう既婚の女を意味する³⁴⁾. Kasan 方言では, まさに, qatın kiši qız tögöl「妻女であり娘ではない」という表現のあることを Radloff は伝えている³⁵⁾. ここでも, 娘ではない既婚の女のことを言っていると思う. なお, [資料 5] 語釈 5—3 参照.

2-3 16)17) onluqumuz yüzlükümüz: Radloff は urluqumuz özlükümüz と読み “Unsere Nachkommen und Angehörige” の訳を与えた³⁶⁾が, Le Coq も独自に urluqumuz yüzlükümüz と読み, 一応 “Unsere Nachkommen und Verwandten” と訳した³⁷⁾. Malov は Le Coq の論文批評³⁸⁾のなかでは, 上の Le Coq の読み方, 解釈について何もふれず, Radloff の著書刊行に際して彼が附した語彙集でも urluq “семья (家族), род (親戚)”, özlüg “свойственник (姻戚者), родной (親戚)” として示した³⁹⁾が, のちに後者は改めて yüzlügümüz と読んでいる⁴⁰⁾.

両語の語尾 -umuz, -ümüz については問題がない. 共に 1 人称複数所有格語尾で「われわれの」の意味である. しかし, 私が onluq, yüzlük と読むところ, とくに前者については 3 先学とも urluq/urluq と読み, よく知られている urı「息子」, uruq「後裔者」など⁴¹⁾に関連する言葉と解したものと思う. 後者については, Radloff の読み方 özlük/özlüg と Le Coq の読み方 yüzlük/yüzlüg とがあるわけだが, özlük と読むときには öz「自分自身」の語を考えたかと思われ, Malov の如きは, まさにロシア語で свой「自身の」にもとづく свойственник「姻戚者」の訳語を, より広義の родной「血縁ある(者), 親類関係の(者)」と並んで与えたものである.

しかし, まず, 後者については, ここに書かれている文字, 語頭の y 字はあまりにも明瞭であり, yu-/yo- の 2 字を ö と読むには書き誤りとでも見るしかない. Le Coq が yüzlük と読み, Malov も後にそう読み改めたとおりである. yüz と読めば, 当然よく知られている「百」を意味する語に関連づけねばならず, 実は, Le Coq もその訳語 “Verwandten (親戚縁者)” の肩に *印を附して疑を残しているようであるし, Malov も, この文書とは別の資料にも orulum yüzlügüm という表現を読んだときに, 一応そう読み, 「わが息子及びその他の縁者」の訳を与えた上, なお, yüzlüg については özlüg と読むべきかと疑ってい

32) USp: 22, 279; Malov PDP: 412; Le Coq HU: 460.

33) HIIY: 44a

34) Wb II: 284, 324

35) ibid.: 284

36) USp: 22, 23

37) Le Coq HU: 459

38) C.E. Малов, “A. v. Le Coq, Handschriftliche uigursiche Urkunden aus Turfan (Túrán, 1918, p. 449–460)”, *Зап. коллегии востоковедов*, 1, Leningrad, 1925, pp. 552–556.

39) USp: 302, 289

40) Malov PDP: 213

41) AGr: 347; Caferoğlu USöz; 206, 207.

る⁴²⁾。

一方、前者については、一応3先学の読み方は一致していたわけで、確かに文字そのものは *urluq* とも読める。それでも *Le Coq* は *orunluqumuz* と読むべきか? と註記しており、*urluq* を「後裔者」の意味に解することにちうちょしたらしい。ほかには絶えて見えぬ言葉だからにちがいない。後者が *yüzlüg* と読むよりしかたがないとき、*r* 字と *n* 字とは一見差異ないわけで、前者を *onluq* と読むことは私にとっては極めて自然である。*Radloff* も別の資料⁴³⁾では、まさに *onluqumuz yüzlükümüz* の表現を見て “Unsere Zehnleute, Hunderleute” と訳している。なお[資料1]語釈1-14を参照。

2-4 17) *kim-čä kim-mä*: *Radloff* は *kim kim-mä* と、*-čä* を読み落しているが *Malov* は訂正した⁴⁴⁾。*Le Coq* の転写も、あるいはミス・プリントかとも思われるが、*kün čä kün ma* となっているのを、*Malov* が批評文中で誤りなることを指摘している⁴⁵⁾。意味については、ふつう用いられる表現 *kim kim-mä* と同じであること疑ない。

2-5 19) *ilči yalawač*: 第2語は欠損があるが、同種文書と比較して *yalawač* の語を推定して誤りない⁴⁶⁾。両語とも「使節」を意味し、同義語反覆として用いられたものである。

2-6 22) *yormizun*: *Radloff*, *Malov* とともに *yorimazun* と写して何の疑問も無かったらしい。*Le Coq* は *yorimasun* (*yorimisun* ?) としている。*Le Coq* が疑ったように *-ma-* のところは文字は明かに *-mī-* と書かれている。しかし、ここで言わんとすることが *sözläri yorimazun* 「彼らの言、通ずべからず」であることは、他の同種文書からみても疑ないところで、*-mī-* が書き誤りか、あるいは言語学的に解釈し得る余地があるか、言語学者の御教示を得たいと思う。

2-7 23) *kü*: 評判、名誉などの意味で古文獻で既に知られている言葉だが⁴⁷⁾、この種売買契約文のこの文言中で、この表現が見えるのは他に例がない。*Radloff* はこの言葉を無視して、ただ “Die Streit erheben den Menschen mögen Unrecht haben” とだけ訳し、むしろ、あとの *qorluq* と関連させて解しているようだし、*Malov* はまさに *kü qorluq bolsun* の表現を示して “да будет он посрамлен (不面目たらしめよ!)”

42) *Malov* PDP: 391. なお、この別の資料とはドイツ探險隊将来の土地売買文書 (TM 224) で、*Radloff* (USp, No. 13) も *Le Coq* (*Le Coq* HU, No. 3) も *Malov* (*Malov* PDP, No. 13) も解説を発表しているが、*Radloff* は *orulum yosulum* と読み “meine Söhne und Josule”, と訳をつけ、*Le Coq* は *orunl(u)qum yosaulum* と読み “meine Nachkommen, mein*Sachwalter” と訳し、*Malov* は *orulum yüzlügüm* と読んだわけである。しかし、原 text の文字は明瞭で、文字のままだと *onulqum yuslu[ku]m* と読める。前者の *n, q* の両字の如きは傍点も附してあり、3先学がその両字を無視した読み方をするのは何よりも承服できない。問題は、両語ともに1字の右の鍵が *u* 字の後に書かれていることだが、1字の右の鍵を下位に書く例はときどき認められることであるし、*Malov* は第2語についてはそれを認めている。さらにこの文言で、兄弟・親戚に続き記されたものが息子であるわけではなく、他例にもあるとおり、より第三者的な十人衆、百人衆であること疑なく、*onluq yüzlüg* の表現を認むべきだと思う。

43) USp, No. 57 [資料9]

44) USp: 219

45) 前掲(註 38) p. 555

46) 山田 1963: 51; 護 1960: 39, 40. なお、[資料7]語釈7-7を参照。

47) たとえば *Brockelmann*: 115, “Ruf, (うわさ, 評価). *Ruhm* (名誉)”. その他 *AGr*: 317; *Caferoğlu* *USöz*: 93 など。

との訳を与えている⁴⁸⁾。しかし、Le Coq がためらいながらも “Der Ruf (?) des Streiterregers soll mit Schimpf bedeckt werden (紛争起こせし者の評価、汚名こうむるべきである)” と訳しているのが、原文に、より近いと思う。

2-8 Title) baš bitigi: baš はごくふつうの言葉で、漢語「頭」に相当する、あたま、かしら、はじまりなどの意味のある言葉。bitigi は、「書いたもの」を意味する bitig に、3人称単数・所有格語尾ひいては限定的意味をしめす -i のついたもの。語義は明らかで、Radloff はこの題記の1条のあることにふれていないが、Le Coq は “die Hauptschrift” と、Malov は “главный документ” と、ともに妥当な訳語を与えている、問題は証文に対するこのような呼び方であり、歴史上の問題として序論中で若干論じたところである⁴⁹⁾。なお[資料7] <附註> 参照。

<附註> 捺印は、文頭の部と、28) の主文の末尾の部、及び 7), 13), 21) の3ヶ所、計5ヶ所に方形墨印が認められる。なお、27) の下端に2ヶの略花押があるのは、26) の「このニシャンは、われらテドミリグ、カラ・ブカ両名のもの」という言葉に應ずるものに相異ない。29), 30), 31) 各行の証人の印記の条の末尾にも、それぞれ略花押があるが、32) の条には何も描かれていない。用紙はあまり濃くない茶褐色紙。61×ca. 23 cm。「クトゥルクの元契」という文字は、紙背の文頭の部の裏にあたるところの上部に逆方向に書かれている。これは、この証文を右すなわち文末の方から巻紙を巻くように折りたたみ、最終的に3cm. 弱の中になったものを中央から2つに折り、その端の方約2cm. をさらに折りたたみ、最後に表になったところに書いたからである。[資料3][資料6]などのばあいもこれと同じで、このように折りたたんだ跡は他の各種文書類でも多く見出され、彼らの証文類の保存法を窺うことができる。

48) Malov PDP: 396. ただし Malov は、text 全体のロシア語訳文中では “человек спорщик и молва (о нем) пусть будут в убытке (争論者ならびに(その) 評判そこなわれるべきである)” と訳している。

49) 序論 p. 14 (176) 以下参照。

[資料 3]

T II D 373 (USp. No. 61) 図版 3

- 1) taqıqu yıl törtünč ay s[äkiz] [yaz]ıqı maḡa
雞 年 四 月 八 日. われに,
- 2) liw taipu-nuḡ oḡlı kowčü-kä [yu]ḡlaq-lıḡ kümüş
ルウ タイボウ の 息子 コウチュ に, 用うべき 銀
- 3) kărgäk bolup pokiḡ atlır är [q]ara başımın
必要 となり, ポキン[なる]名の 男 どれい[わが]を
- 4) kiḡsun ayaḡ-qa tägimligkä [yiti] älig s[ä]tir
キンスン 尊 者 に 四十七 セティル
- 5) yarmaq kümüş-kä toḡuru tomlıdu [s]atdım bu
貨 銀 にて 正当に 売りたり[われ]. この
- 6) satıḡ yiti älig <s[ä]tir> kümüş-üg bu b[i]tig qılmiş kün
売価, 四十七 セティル 銀 をこの 書きつけ つくりし 日
- 7) üz-ä män kiḡz-un ayaḡ-qa tägimliḡ [t]ükäl sanap
に於て われ キンスン 尊 者 すべて 数え
- 8) birtim ⊙ män kowčü ymä tükäl s[anap] [a]ltım ⊙ bu
与えたり[われ]. われ コウチュ 亦 すべて 数え うけとれり[われ]. この
- 9) pokiḡ atlır qarabaş üz-ä kiḡ[sun] ayaḡ-qa
ポキン[なる]名の どれい の上 キンスン 尊
- 10) tägimlig ärklig bolz-un ⊙ taplasar öz-i tuḡz-un
者 力あるもの となるべし. 好まば 自ら 保つべし,
- 11) taplamasar aḡın kişi-kä öḡk[ürü] [s]atḡ-un mäniḡ
好まざれば 他 人 に 譲り 売るべし. わが
- 12) ymä küdäḡüm samsıba ⊙ inim sıš-i ... inim sıš-i
尚 婿[わが] サンシバ, 弟[わが] シシ ..., 弟[わが] シシ
- 13) ou ⊙ taqı kim qayu čam čarım qılmaz-un-lar apam
ウ, さらに 何人 誰[なりとも] 争乱 為すべからず[彼ら]. なお
- 14) čam čarım qılsar-lar ⊙ bu qarabaş[imı]n täḡinčä iki
争 乱 なさば[彼ら], この どれい[わが]に 等しき 二
- 15) qarabaş <yaraḡu> birip yulup alz-un-lar [tanu]q qotan toḡrıl
どれい ととのえ 与え 買い とるべきなり[彼ら]. 証人 コタントグル,
- 16) tanuq qız turmiş ⊙ tanuq mas-i [bu] tamḡa män kowčü
証人 クズ トルミシュ, 証人 マシ. この 印章 われ コウチュ
- 17) -nüḡol män yuz bäḡi äsänä aytıp b[i]tidim ⊙ bu qarabaş [-ta]
のそれ. われ 百戸長 エセネ 訊ね 書きたり[われ]. この どれい[につき]
- 18) kim čam qılsar biz silu küdäḡü ⊙ ... bädiz-či ⊙
何人[か]争い 為さば われら シルウ 婿 ... 絵師
- 19) sašiči maši birlä birürbiz
サシチ(?) マシ 共に [関]与せん[われら].

- 20) taqıqu yıl törtünč ay toquz yaŋ[iq]a män kowčü pokiŋ
 雞 年 四 月 九 日, われ コウチュ, ポキン
- 21) atlaŋ är qara baš satıŋ-ı yiti [älig] s[ä]tir kümüş
 [なる]名の 銀 どれい の 売価 四十七 セティル 銅
- 22) -üg tükäl altım ○ tanuq qız turm[iş] [t]anuq qotan
 を すべて 受けとれり[われ]. 証人 クズ トルミシュ, 証人 コタン
- 23) toŋrıl bu tamŋa män kowčü-niŋol m[än] [ä]sänä aytıp bitidim
 トグルル. この 印章 われ コウチュのそれ. われ エセネ 訊ね 書きたり[われ].
- (Verso-title) pokiŋ [atlaŋ] är qarabaš
 ポキン [なる名の] 男 どれい
- niŋ baš bitigi ol
 の 元 契 なり.

English translation:

On the eighth of new, the fourth month, the year of hen, for me, for Kowchu, the son of Liw Taipu, being in need of silver for use, I have legally sold, for forty seven *sätir* silver coin, my male slave named Puking to Kingsun Ayaghqa Tägimlig. On the day when we drew this document, I, Kingsun Ayaghqa Tägimlig, have completely given this price, forty seven *sätir* silver. I, Kowchu, have, counting, completely, received too. On this slave named Puking, Kingsun Ayaghqa Tägimlig may be powerful. If he pleases, he may hold [him] for his own, if he does not please, he may transfer and sale [him] to other person. My, furthermore, son-in-law Samsiba, my younger brother Sishi..., my younger brother Sishi Ou, still whoever [it may be], however [it may be], they shall not cause troubles. Then, when they may cause troubles, they must, arranging two slaves equivalent to this slave of mine, take it. Witness, Qotan Toghril. Witness, Qiz Turmish. Witness, Masi. This seal is that of me, Kowchu. I, Äsänä, the head of a hundred [’s group ?], inquiring, have written. If, [for] this slave, somebody may cause troubles, we, Silu, son-in-law, ... painter, Sashichi (?) Mashı, will pay together.

On the ninth of new, the fourth month, the year of hen, I, Kowchu, have completely received forty seven *sätir* silver, the price of a male slave named Puking. Witness, Qiz Turmish. Witness, Qotan Toghril. This seal is that of me, Kowchu. I, Äsänä, inquiring, have written.

(Title) The main document of a male slave [named] Puking.

語 釈

3-1 2) liw taipu: 人名だが, 漢名に相異なる。liw は劉かと思われるが, taipu は taipou と読み, いろいろの文字が考え得る。大宝 (ta pao < *tai pou) などでもあろうか。

3-2 2) orlı: orul 「息子」に3人称単数所有格語尾+ı が附いたものに相異なる。書き方だけでなく, orul より orlan 「子ども」が派生したように, 語尾のı に影響され中間の母音が脱落したものか?

3-3 2) kowčü: Radloff は Kücü と読んでいる。この人名も漢名に相異なる。従って, 続く格語尾が -kä であることより, 第2音節は -čü と読むべきにしろ, 第1音節を必ずしも kä- と読まなくても良いはずである。この名は, 以下, 第8, 16, 20, 23の各行にも記されており, k, o/uの次の第3字は単なる i 字ではなく, 明らかに w, v の字である。w, v の字と p, b の字とが音通である可能性もある⁵⁰⁾が, 一応, kow,

50) 「家」を意味する äw が äb と書かれることは珍しくない。また, 漢語「甲」は qap と qav と書されている。cf. B. Csongor, Chinese in the Uighur script of the T'ang-period. *Acta Orient. (Hung.)*. II, Budapest, 1952, p. 117.

kouなどの音に相応する漢字を想定すべきだと思う。

3-4 3) pokir: Radloff は pükir と読んだ。しかし、これも漢名にちがいがなく、私は po/pu+kir/gir と読みたい。

3-5 3) är gara-baš: 同じ表現は第21行にも出ており、Radloff は共に äw qarabaš と読み“sklavin (女どれい)”と解した。äw, äb は「家」の意であり、äbči qarabaš の表現はたしかに例がある⁵¹⁾。しかし、本文書のばあい、何よりも末字は -r であって -w ではない。är qarabaš の語は[資料7] Feng Pint. No. 2 でも用いられている。är は「男、夫」の意味で、「女、妻」を意味する äwči の反対である。gara baš は字義どおりでは「黒い頭」。この語はカシュガリーの辞典でも「奴隸、下男」とされているし⁵²⁾、TII Čiqtim No. 7[資料11]では明らかに qul「男奴」、küŋ「女婢」の同義語として用いられていることからみても、奴婢をさすことは疑いない。

3-6 4) kirsun ayarqa tägimlig: ayar は「尊敬」の意。tägimlig は täg-「達する」にもとずき「に価する」を意味する⁵³⁾。従って ayar-qa tägimlig は「至尊」「尊敬に価する」という意味で、修飾語的にも用いられる⁵⁴⁾と同時に、一般に仏僧に対する尊称としても用いられている⁵⁵⁾。kirsun はやはり漢名で、彼は仏僧だったに相異なる。[資料13] 語釈 13-3 参照。

3-7 4) s[ä]tir: 高昌館訳語、数目門に、sidir「両」とある⁵⁶⁾ように、中国の貨幣単位「両」に相応するものであることは、既に論証されているとおりである⁵⁷⁾。ただ、Radloff はここで satir と読んでおり、その他の例についても従来よく satir と読まれていたが、上記高昌館訳語の書き方にはじまり、後世の東トルキスタンでは sär と⁵⁸⁾、またモンゴル語に入って sijir と訛っている⁵⁹⁾ところからみて、sätir, sädir の方が良いと思う。

3-8 5) yarmaq kümüş: kümüş はもちろん「銀」であり、yarmaq が、後世、東トルキスタンで「小銅貨」のことを指すことも良く知られているところである⁶⁰⁾。古く H. Vámbéry は、yarmaq の語源について、trennen, scheiden を意味する yarmaq か glänzen, scheinen を意味する yar か決し難いと述べている⁶¹⁾が、語源はともかく、この中世文書で用いられているところも、一種の鑄造貨幣だったと考えられよう。但し、この種の文書類に記されている通貨関係の表現には、十分な詳察を加える余地は残されている。

51) 3 Kr. 34 (USp No. 14) [資料4]

52) DLT Dizini : 266

53) AGr.: 297, 339

54) Uig. II: 11, ayar-qa tägimlig bodistv sansar “der ehrwürdige Boddhisattva des Saṃsāra”

55) Cf. W. Radloff, Tišastvustik, ein in türkischer Sprache bearbeitetes buddhistisches sūtra. (*Bibliotheca Buddhica*, XII). St. P., 1910. S. 49, 50. Radloff はそこで一般に仏僧に対する尊称であることを論じた。なお、F. W. K. Müller は上の註 54 所引の Uig. II では漢字では「応尊」と記されるべきだろうと述べている。

56) HIIY: 84a; Klaproth: 25.

57) F.W.K. Müller, Uigurische Glossen. *Ostasiatische Zeitschrift* VIII, Berlin, 1920, S. 319, 320; USp: 88; Ramstedt: 12; 前田直典, 元代の貨幣単位, 「社会経済史学」14巻4号, 1944, pp. 11, 13-16; Feng: 122.

58) Menges 1954: 789; Jarring 1964: 271

59) 前田 op. cit., pp. 7, 8.

60) Wb III: 150; Le Coq 1910: 99; Malov 1954: 154; Jarring 1964: 150

61) H. Vámbéry, *Etymologisches Wörterbuches der Turco-Tatarischen Sprachen*. Leipzig, 1878. S. 123.

3-9 12), 13) samsība, sīši, ou: Radloff は sāmsibā, sīši, ur と読んでいる。すべて人名——称号も含むか?——であり断定できぬけれど、これらもみな漢名であるには相異なるから、私はあえて別の写し方をした。但し漢字比定は別の機会にこそろみたい。

3-10 15) yaradu: Radloff は落しているが、Malov が訂正したように⁶²⁾、この語はあとから書き加えられている。

3-11 17) yüz bāgi āsānā: この証文の書き手であるが名まえの āsānā の前の yüz bāgi は注目される。yüz は「百」、bāg は一般的に官人、公職にあるものの称号であり、16世紀以降のホージャ時代から清朝治下に至るまで、この呼び名はよく知られているものである⁶³⁾。

3-12) 18), 19) bādiz-či, sašiči: bādiz は「絵」で、職能語尾 -či がつけば「絵師」となる。Radloff も “der Künstler” と訳しているとおりでである。その個人名は紙の破損のため不明であるが、現実にもそのような職にあったか、あるいはそのような通称を持っていたものだろう。それに比べると、次の人名 sašiči maši のうち、はじめの sašiči も、あるいは類似のよび名の可能性は強いと思う。但しこのばあい、職能語尾 -či は認めるとしても、その前は漢語らしく思われ、当面このように写しておいた。

<附註> 20) から 23) の4行は、1日遅れの日附けで改めてこの契約文の要旨を書いている。筆蹟も同じであるし、末尾に捺されている墨印1ケも、主文の部5ヶ所に捺されている印と同一のものである。私は、今までのところ、この種の記事を一応あとがきとよび、実際の代価支払いが遅れたため、このようなあとがきが必要となったものと考えているが^{補1)}、この種のあとがきの意味することは、なお、今後の問題としておきたい。

主文の部の捺印は、文頭と文末の部、さらに14)の末端、そして、6)に stir の語、15)に yaradu の語を書き加えた箇所、計5ヶ所に見ることができる。注目されることは、紙背に1辺9cm. 大の3角形墨印が捺されていることであるが、これが何を意味するかは後考に俟ちたい。用紙は白っぽく柔い、45×25 cm. なお Radloff はこの証文の用語も字体も古く、書き手は文語に熟していると、とくに述べている。(USp: 114).

62) USp: 234

63) Cf. 嶋田襄平, ホージャ時代のベク達, 「東方学」No. 3, 1952, pp. 70-78; 佐口透, 「18—19世紀東トルキスタン社会史研究」, 東京, 1963, 第3章ベク官人制。

補 1) 山田1963: 59; 山田1964: 114, 115.

[資料 4]

3 Kr. 34 (USp No. 114) 図版 4

- 1) [toʒu]z yil [a]l[tinč a[y] yiti yaʒıqɑ ○ maʒa yap toʒrıl-qa
豚 歳, 第六 月, 七 新 日, われに ヤプトグルルに
- 2) ///// kümüş kargäk bolup ○ kimz-un atlaʒ äbçi qarabaşı(m)
銀 必要 となり, キムズン なる名の 女 奴隷[わが]
- 3) -nı ○ älig s[ä]tir yarmaq kümüş-kä ○ inäçi-kä toʒru tomlid[u]
を 50 セティル 貨 銀 にて イネチに まさに まさしく
- 4) [sat]dım ○ bu qarabaş s[a]tılʒı kü[mü]ş-ni ○ bitig qılmış kün
売りたり. この 奴隷 の売価 銀 を, 証文 つくりし 日
- 5) üz-ä ○ män inäçi tükäl sanap birtim ○ män yap toʒrıl ymä
に, われ イネチ すべて 数え 与えたり. われ ヤプトグルル 亦
- 6) tükäl sanap aldım ○ bu qarabaş üz-[ä] .. ??? ○ inä[çi]
すべて 数え うけ取れり. この 奴隷 に ? ? イネチ
- 7) är[klig] bol[z]-un ○ tapl[asar] öz-i tutz-un ○ taplamasar [a]d[ın]
力あるもの となるべし. 好まば 自ら 保つべし. 好まざれば 他
- 8) ///// ötkürü s[a]tz-un ○ bu qarabaş yul-ınta ○ män [ya]p to[ʒrıl]
[人に] ゆずり 売るべし. この 奴隷 のとりひきで, われ ヤプトグルル
- 9) ///// içim inim toʒmıš-im qadaş-im ○ yigän-im taʒay-ı[m]
わが兄 わが弟 わが親戚 わが姻戚 わが甥 わが伯父,
- 10) kim qayu çam çarım [qılmaz]-un-lar ○ apam birök çam çarım
誰 某[も] 紛 争 [為さざるべし] [彼ら]. なお しかし 紛 争
- 11) q[ıl]sar-lar bu qarabaş täʒinčä iki qarabaş yaradu bir[ip]
為[さば]彼ら, この 奴隷 に等しき 二 奴隷 用意し 与え,
- 12) yulup alz-un ○ yuldaçi kişi qorluq bolz-un ○ bu bitig tut[a]
引き とるべし. 引取らん 人 損あり となるべし. この 証文 持ちて
- 13) inäçi qorsuz bolz-un ○ tanuq älik tanuq taqıçuq tanuq tarım ...
イネチ 損無し たるべし. 証人 エリク, 証人 タキチョク, 証人 タリム,
- 14) tanuq tobula ○ bu tamʒa [mäni]ʒol män ädgü toʒrıl aytıp bitidim
証人 トブラ. この 印 われのもの. われ エドギュ トグルル 訊ね 書きたり.
- 15) toʒuz yil altınč ay on yaʒıqɑ ○ män yap toʒrıl ○ kimz-un
豚 歳, 六 月 十 新 日. われ ヤプトグルル, キムズン
- 16) atlaʒ qarabaş s[a]tılʒı älig s[ä]tir yarmaq kümüş-üg ○ inäçi
なる名の 奴隷 の売価 50 セティル 貨 銀 を イネチ
- 17) -tin tükäl altım tanu[q] taqıçuq ○ bu tamʒa mäniʒol män ädgü toʒrıl
より すべて うけとれり. 証人, タキチョク. この 印 われのもの. われ エドギュ トグルル
bitidim
書きたり.

English translation:

On the seventh of new, the sixth month, the year of pig, for me, for Yap Toghril, being in need of silver [for use], I have legally sold, for fifty *sätir* silver coins, my female slave named Kimzun to Inächi. On the day when we drew the document, I, Inächi, have, counting, paid this silver, the price of this slave completely. I, Yap Toghril, have, counting, received it completely as well. On this slave....., Inächi may be powerful. If he likes, he may hold [her] for his own, [but] if he does not like, he may transfer and sale [her] to other person. For the trate of this slave, my elder and younger brothers, my descendants, my relatives, my nephews, my uncles, whoever it may be, they shall not cause troubles. Then, when they cause troubles, they must, arranging two slaves of the same value to this slave, trade in. Those who take it must be damaged, [but] Inächi, holding this document, must be undamaged. Witness—Älik, witness—Taqichuq, witness—Tarim ..., witness—Tobula. This seal is that of mine. I, Ädgü Toghril, inquiring, have written.

On the tenth of new, the sixth month, the year of pig, I, Yap Toghril, have completely received from Inäch fifty *sätir* silver coins, the price of the slave named Kimzun. Witness-Taqichuq. This seal is that of mine. I, Ädgü Toghril have written.

語 釈

4-1 2) *äbči qarabaš*: *äbči* は *äb/äw* 「家」にもとづき、家の仕事をする、家に居る者で、成年女子を指す。är 「男、夫」と対照する語であることは、「夫婦」を *är äwči* とよぶことからわかる。すなわち、*äwči qarabaš* は一般に女奴隷を指すと考えられる。

4-2 3) *yarmaq kümüş*: *yarmaq* は貨幣を意味したと思われる。すなわち、*yarmaq kümüş* は銀貨であろう。語釈 3—8 参照。

4-3 8) *yul-inta*: USp. の補訂に当たって、Malov は、この文書の text をウイグル字で示した。この箇所を彼は *yuz(?)*.....としているが、紙面の破損はあるが、*yul-inta* の文字は認められる。*yul-*「とりひきする」にもとづくこの表現については語釈 5—11 を参照されたい。

なお、このあとに続く *män [ya]p to[yril]* も Malov は読んでいないが、*män* は明らかだし、文脈上 *yap toyril* の名が来ることはまちがいない。

4-4 9) *toymışım qadaşım yigänim taray-ım*: すべて一人称所有格語尾 *-ım/-im* が附いている。前の *iči* 「兄」、*ini* 「弟」に続き身内のものを列挙したわけで、いずれも親族呼称として、歴史的には多くの問題がある。現在ふつう解釈されているところは次のとおりである。*toymış* は *tor-*「生まれる」にもとづき、血のつながりある親族。*qadaş* は姻戚。*yigän* は甥、*taray* は伯父で、ほんらいは、共に母または姉妹を通じての縁者である。

<附註> 図版 4 に見られるとおり、15) から 17) の 3 行は、主文の部とは離してあとがき風に書かれている。しかし、筆蹟に変わりはないし、捺されている印も主文の部に見られるものと同一である。但し日附けは 3 日おくれである。【資料 3】の附註参照。その他【資料 5】附註も参照。

[資料 5]

3 Kr. 38 (USp No. 110) 図版 5

- 1) it yil onuncē ay on yaŋıqā // / / / / ä[ɫ]ik qay-a
犬 歳 十 月 十 新[日]に. エリク カヤ
- 2) ačī-qa yuŋlaq-lıq bōz kārğāk bolup iki ygrmi yaš
アチに, 用うべき 棉布 必要 となり, 十二 歳
- 3) -lıŋ taq küŋ adlıŋ qız qarabašım-ni äničük-kä toŋuru
の タク キュン という 娘 奴隸[わが]を エニチュクに まさに
- 4) tomlıdu sađı[m] [sa]dıŋ bōz-in inčä tiš-timiz kidin yor[ɪ]r
まさしく 売ったり, 売価の 棉布について かく 話しあえり[われら], 近在にて 通用する
- 5) altı sıŋār šuluq tamŋa-lıŋ sākiz on bōz-kä kāsışđımz bu
六 ? シュルク 印ある 八 十 棉布に 決定せり[われら], この
- 6) qarabaš sađıŋı sākiz on bōz-ni biđig qılmıš k[ü]n üz-ä män
奴隸 の 売価 八 十 棉布を 証文 作りし 日 に われ
- 7) äničük tükäl birđim ⊙ män älik qay-a ačı ymä tükäl
エニチュク すべて 与えたり, われ エリク カヤ アチ 亦 すべて
- 8) sanap altım bu qarabaš üz-ä miŋ yıl tımän kün äničük
数え うけとれり, この 奴隸 の上に 千 年 万 日 エニチュク
- 9) ärklig bolz-u[n] [tap]lasar öz-i tutz-un taplamasar adın kiši-kä
力あるもの たるべし. 好まば, 自ら 保つべし. 好まざれば 他 人 に
- 10) öđkürü sađşun män älik qay-a ačı-nıŋ [ä]cim änim qam
ゆずり 売るべし, われ エリク カヤ アチ の 兄 弟 親
- 11) qadašım čam čarım qılmaz-un-lar taqı b[ir]ök ärklig bāg iši
戚 紛 争 為すべからず[彼ら], なお しかし, 力ある ベグ 輩
- 12) küčin tutup yulayın alayın tip čam qılŋalı alŋalı saqın
の力を とりて 引き とらん と, 争い 為さん とらん と思わ
- 13) -sar-lar bu qarabaš täŋinčä iki qarabaš äničük-kä yaradu birip
ば[彼ら], この 奴隸 に等しき 二 奴隸[を] エニチュク に ととのえ 与えて,
- 14) yulup alz-un yuldačı kiši qor-luŋ bolz-un bu biđig tuta
引き とるべし, 取らん 人 損 あるべし, この 証文 保ちて
- 15) äničük qor-suz bolz-un bu qarabaš yulın-ta kim-tin qayu
エニチュク 損無 かるべし, この 奴隸 のとりひきで 誰 より どこ
- 16) -tın čam čarım kalsār män älik qay-a ačı bilür män ⊙ äničük
より 異 議 来るとも われ エリク カヤ アチ 関知せん, われ, エニチュク
- 17) bilmāz män ⊙ tanuq ināl čuq ⊙ tanuq oŋul toŋa tanuq kütäk tanuq
関知せず, われ, 証人 イネルチュク, 証人 オグル トンガ, 証人 キュテク, 証人
- 18) taš qan bu tamŋa män älik qay-a ačı-nıŋ ol män toyın
タシュカン, この 印 われ エリク カヤ アチ の それ, われ トイン
- 19) qulı tutuŋ bular ikägü-kä ayıtıp biđitim
クリ トットウン, これら 双方 に 訊ね 書きたり,

English translation:

On the tenth of new, the tenth month, the year of dog, [for me], for Älik Qaya Achi, being in need of cotton fabric for use, I have legally sold to Änichuk my twelve year-old girl slave named Taq Küng. On the price, cotton fabric, we have talked with each other as follows. We have decided it on eighty cotton fabric, being current beside [here], which is impressd with Shuluq-stamp of six *singer*. I, Änichuk, have paid completely eighty cotton fabric, the price of this slave, on the day when I drew up the document. I, Älik Qaya Achi, too, have counted and received completely. On this slave, [until] a thosuannd years and ten thousand days, Änichuk may be powerful. If he pleases, he may hold [it] for his on. If he does not please, he may transfer and sale [it] to other person. Of me, Älik Qaya Achi, my elder and younger brothers, my relatives, they shall not cause troubles. Then, but, if they, taking the might of powerful chief and the party, saying to take and get [it], intend to cause troubles and to seize, they, after having prepared and given two slaves of the same [value] with this slave to Änichuk, must take [it]. Those who takes must be damaged. Änichuk, keeping this document, must be undamaged. On the trade of this slave, if objections come from anyone or any-place, I, Älik Qaya Achi will accept, [but] Änichuk will not accept. Witness—Inäl Chuq, witness—Oghul Tonga, witness—Kütäk, witness—Tash Qan. This seal is that of me, Älik Qaya Achi. I, Toyin Quli Tutung, inquiring these both, have written.

語 釈

5-1 1), 2) älik qaya açt: この契約文での売主名。Radloff, Malov 共に Qalır̃ Qara Açt と読んでいる。文字の上からは断定し難いが、この名は、さらに 7), 10), 16), 18) の諸行にも記されており、それらと比較し、この文書の書き手の文字のくせを考え、私は別の読み方をした。älik とは「野生山羊」、人名によく用いられる qaya は「岩」を意味する。älik はもちろん älig と読み、それなら ilig と書かれる「手」「五十」、さらに「王」などの意味がある。älik/älig という名は、この文書と作製年代・場処を同じくするとみられる前掲の 3 Kr. 34 (USp No. 114) [資料 4]、さらに 3 Kr. 37b (USp No. 116)、3 Kr. 29a (USp No. 112) にも見えている。

5-2 3) taq küñ: ここで売られる女どれいの名。第一語を Radloff は Taš と読んだが、文字の上からみて、Malov が修正したよう⁶⁴⁾に Taq と読むべきだと私も思う。taq には「困苦、苦役」の意味があり、küñ はそもそも「女どれい」、漢語の「婢」にあたる。küñ の語については、[資料 6] 語釈 6-1 参照。

5-3 3) qız qarabaş: qız は未婚の女、娘を指すことは衆知のとおりであるが、このばあいも12才の女子である。前掲[資料 2] TM 206 では既婚の女 (qatun kişi) が売られており、[資料 4] 3 Kr. 34 では成年女子 (äwçi) が売られていたが、それらとは対比的に、ここでは「娘どれい」が売られるわけである。

5-4 3) äniçük: 買主の名。同じ名は、本文書と同じ Krotkov コレクション中の土地売買文書、3 Kr. 41 (USp No. 107) でも、土地の買主として記されている。

5-5 4) satım: Radloff は本文書の text を発表せず、ただ独訳文と数行の資料解説的一文を発表したただけだが、Malov がウイグル字活字体で text を発表した。そこで Malov はこの語は一応 sat… と示したあ

64) USp : 248

と、加えて、はじめの文字を *soi/sui/sö/sü-* と読み得ると述べている⁶⁵⁾。ここには当然 *sat-*「売る」の、一人称語尾のついた過去形 *sat-tim* が予想されるので、疑を残したにちがいない。たしかに、この語の書かれ方は *-a-* も明記されていないし、*t/d* の字も *o/u* とまぎらわしい。さらに *t/d* が二つあるべきなのに一つしかない。しかし、この書き手のくせを吟味すると、2字めは *d* 字であり、*sat-* と書いていることは疑ない⁶⁶⁾。過去形を示す *-t-* は、*sat-* の *-t-* と重るので発音どおりに書いたものであろう。

5-6) 4) *tištimiz* : *-timiz* は 1 人称複数の過去形語尾。 *tiš-* は、*ti-*「言う」を基幹語とし、交互、反復の意味を持たせる *-š-* のついたもので、「話し合う」の意味に相異なる。Radloff も “wir haben uns besprochen” と訳した。ふつう、この、売買契約文に於ける定型的文言では *sözläš-*「語りあう」の語が用られているが、それと同義である⁶⁷⁾。

5-7) 4), 5) *kidin yorir altı sıñār šuluq tamñalıñ säkiz on böz* : Radloff は、この表現を “achtzig Stück Zeug mit gangbarem mit sechs Singir (?) versehenen Schuluk (?) und mit Stempel versehenen Linnenge-webe” と訳した⁶⁸⁾。Malov は補訂にさいして示したウイグル字 text で、4) 末を *yoti* (?) としたほか⁶⁹⁾、私の写し方と変りはない。

実は、これと類似の表現が、この文書と一連の、いずれも Krotkov collection にふくまれている他の 2 通にも見出される。それは次のとおりである。

(a) *lükčüñ kidini yorir šuu-luq tamñalıñ yüz yitmiş ikilig yorıq böz* (3 Kr. 41=USp Nr. 107, ll.

4, 5. 土地売買文書の土地価格)

(b) *[lükč]üñ kidin-intä yorir šuu-luq tamñalıñ üç otu böz* (3 Kr. 39=USp Nr. 108, ll.

5, 6 土地売買文書の土地価格)

この (a) 3 Kr. 41 と (b) 3 Kr. 39 の両文書は、ともに、Ozmiš という者が売主になっている文書で、書き手も、共に Čüküi ton という名、筆蹟もたしかに同じである。また (a) の買主が、この 3 Kr. 38 で女の奴隷を買おうとする Äničük であり、要するに、これら 3 通は、完全に同一時点、同一場所のものといえる。そのことを前提とすれば、上の表現も、三者相補って考察することができよう。

(a) (b) 両文書とも、はじめに *lükčüñ* とある。これが Qočo (高昌) と並ぶ *Lükčüñ* (柳中) という町の名であることは疑なく、次の語 *kidini*, *kidin-intä* に「西に、後に」そして「近辺で」を意味する *kidin* の語を見ることも容易であろう。第 3 語 *yorir* は *yor-/yorı-*「行く」の Aorist 形で「行なわれている、通用する」の意味、すなわち、(a) (b) 両文書のはじめの部分は、「柳中方面で通用している」である。本文書のばあい *lükčüñ* の語はない。従って訳文としては「近在で行なわれている」とだけになるが、言外には、当事者たちの住んでいる柳中近在という意味があることは疑ないところである。

(a) (b) 両文書では、続いて *šuu-luq* (*suu-luq*) *tamñalıñ* とある。Radloff は、(a) のばあいは “mit yorir-šu (?) und mit einem Stempel versehen ist” と、(b) のばあいは “mit einem gangbaren Schu (?) und einem Stempel versehen” と訳しただけだった⁷⁰⁾。Malov は語集の部で *my[(?) + ayr]* を示しただけで、解釈は示

65) USp : 248

66) 六行目の *satiñi* と読むべき語が *sadiñi* のように書かれているのと比較すればよい。

67) 山田 1963 : 40; 1964 : 93.

68) USp : 206

69) USp : 248

70) USp : 203, 204

していない⁷¹⁾。

この *šu-luq tamṛaliq* という表現を考えるには、次のような表現が参考になる。

(c) *bukün ... kidini yorŕr iki uči kinlig qutan tamṛaliq üč miŕ iki yüz ilig quapu* (T III M 205)

(d) *qočo kidini yorŕr iki uči kinlig utuaan tamṛaliq üč miŕ biš yüz quaapu* (T III M 205d)

(e) *qočo kidinintā yorŕr iki uči kinlig utan yir-tā tamṛaliq yüz qaapu* (Or. 8212-106)

いずれも未発表資料であるが、(c) (d) はドイツ探險隊将来ベルリン・コレクションにあり、(e) はロンドンのスタイン・コレクションの中にある、すべて土地売買文書で、その土地の代価を言っているものである。これらでは *böz* でなく、*quapu/quaapu/qaapu* と書かれているが、今まで *qoqbu* と読まれていたもの、*böz* に対する古語で、やはり「棉布」だとされているものである。これらに共通なのは、*qutan tamṛaliq*, *utuaan tamṛaliq* そして *utan yirtā tamṛaliq* で、この *qutan/utuaan/utan* が、地名コートン（于闐，和闐）であることは疑ないであろう。地名であることは、まさに (e) の例，“*utan yir-tā*（ウタンの地にて）」が明証している。

そうすると、はじめの *šu-luq tamṛaliq* の *šuluq* も地名と考えるべきで、われわれは、和闐などと並ぶものとしては、当然、チベット人が *Shulik* と、漢人が疏勒 (*su-lê*, **ṣi'o'-lek*⁷²⁾) と古くから伝えていた、現在のカシュガルの名を考えざるを得まい。*Šuluq* の名と *Kashghar* の名との間の歴史の変遷の問題に、いま詳察を加えるつもりはないが、とにかく、ここで用いられている *šuluq tamṛaliq* という表現は、上記 (e) に做えば、*šuluq yirtā tamṛaliq* 「疏勒の地での印のある」ということに相異ないのである。

5) 行頭の *altı siŕar* については、Radloff は “*sechs Singir (?)*” としただけだし、Malov も *siŕar* と写して訳は示していない⁷³⁾。この表現の解釈にも、(c) (d) (e) で *Qotan* の前に記された *iki uči kinlig* と併せ考えるべきだと思うが、現在、私もおお結論を得ていない。将来に期したい。

5-8 11) *taqī* : Malov は *text* を示したさい、この語を *tisär* 「…と言え」ば」と読んでいる。しかし、これは次の *birök* と併せ「なお、しかし」という接続詞 *taqī* であることは、写真によっても明かである。

5-9 13) *täŕinčä* : 同じく Malov は *täŕin* と読んでいるが、末尾は *-čä* と十分読め、他の諸例と同じ *täŕinčä* の表現が用いられていると見るべきである。

5-10 14) *tuta* : Malov は *tutar* と末尾に *r* 字を読んでいるが、そのような字のないことは明らかである。意味はいずれにしろ *tut-*「保つ」にもとずくもので変りはない。

5-11 15) *yulŕn-ta* : Malov は *yulayŕn tisär* 「奪わんと言わば」と読んだ。しかし、それは明らかに誤読で、こう書かれていることは疑ない。私はこの表現を今までに知られている *yulur* 「買うこと」を参考し、従って「とりひきする」という意味もあると考えられる動詞 *yul-* を基幹語とする表現と考えたい⁷⁴⁾。*yul-i* を売買行為、取引きを意味するような名詞と考え、このどれいの売買・とり引きについて云々と解するわけ

71) USp : 304

72) B. Karlgren, *Analytic Dictionary of Chinese and Sino-Japanese*. Paris, 1923. Nos. 905, 523.

73) USp : 293

74) v. Gabain 教授は *yul-* “*handeln*” という言葉をあげている (AGr: 356) が、今まで知られている例は、名詞 *yulur* で、高昌館訳語に *sadiq yuluq* (撒的羽禄)「買売」とある (HHY: 996) ほか、他の中世文献でもみな同じく売買行為を示す表現として *satŕ yulur* というのが知られているだけである。cf. Uig. II: 77, 82; TTVI: 22; TT VII: 50; 羽田亨, 回鶻文の天地八陽神呪経, 第79行「羽田博士史学論文集」下巻, 昭和33年, 京都, pp. 81, 134.

である。これと同じ表現は前掲[資料4] 3Kr. 34, 8) にもあったが、ほかにもなお、2 例は知られている。その一つは、土地売買文書の Ot・Ry 543 で、その第12行に、bu borluq yulın-ta(このぶどう園のとり引きにつき)、売主の親族一同紛争をおこさない、というような記事がある⁷⁵⁾。他の1例は、どれい逃亡事件に関する文書、3 Kr. 37b (USp No. 116) で、Radloff がその独訳文だけを発表し、のちに Malov が、本文書と同様にウイグル字活字体で text を発表したものだが、その第12行の ölmış qıtay yulın-ta, ラドロフの“betreff des verstorbenen Chinesen”と解した表現である。本文書のばあいも、Radloff は上の 3 Kr. 37b と同様に解したらしく、彼は“in Bezug auf diese Sklavin”の訳を与えている。

5-12 17), 18) tanuq taş qan : Radloff はこの tanuq の語を Ton と読み人名の一部と見ているが、Malov の訂正した⁷⁶⁾ところに私も賛成する。

<附註> 捺印は、文頭、文末、及び文中の 7), 14) 15) の2ヶ所、計4ヶ所に方型墨印を見ることが出来る。

この 3 Kr. 38 と前掲 3 Kr. 34 [資料4] とは、ともに、現在レニングラードのアジア民族研究所で写真を発見できただけである。しかし Radloff はこの 3 Kr. 38 について、後には用いられていない灰色で粗末な紙(das graue, sehr ungleiche grobe papier)であること、また 3 Kr. 34 については、それが灰黄色でやや薄手の紙に(auf einem graugelben, etwas feinerem Papier)書かれていることを述べている。^{補2)}

75) この文書を最初に解説した羽田亨博士は yul(u)r-ta「買うことに於て」と読まれた(羽田亨, 回鶻文女子売渡文書, 「羽田博士史学論文集」下巻, 京都, 昭和33年, p. 46)。その場合語末の -r は可能性はあるが、本資料では疑なく -n である。護雅夫氏は改訳して yolin-ta「関して」と読み(護1960: 25, 37, 38), この表現について詳察を加え、他の1例の 3 Kr. 37b (USp No. 116) にも言及している。護氏は本文書は、Malov が誤って text を発表したため資料としてあげなかったが、Ot・Ry 543 について羽田博士の読み方を修正された点は正しい。これら3資料に見える同一表現は、Radloff の訳文、あるいは護氏の邦語訳「関して」で妥当だと思う。但し、その基幹語を護氏は名詞 yol「道途、線、方法、種類、運命」と考えたが、私は、動詞 yul- と結びつけたいわけである。

76) USp : 248

補 2) USp: 203, 206, 209.

[資料 6]

SJ M/6 (Malov DUD No. 2) 図版 6

- 1) // yil aram ay bir yaŋıq-a qa maŋ[a] //
歳, 正 月 一 新[日]に . われに [バチャク]
- 2) // [yuŋlaq]-lıŋ böz kargäk bolup bā[dr]üz-tin
[に] 用うべき 棉布 必要 となりて, ベドリユス より
- 3) äl[ig] // baq-lıŋ böz alıp mǎn[i]ŋ äsǎn
50[の]2 束[もの] 棉布 [うけ]とり, われの エセン
- 4) tigin [at]-lıŋ küŋüm-ni bādrüz-kä älig iki
テギン[なる名]の 婢[わが]を ベドリユスに 50[の]2
- 5) baq-lıŋ böz-kä torqu tomludu sađtım bu sađıŋ
束[もの] 棉布にて 正 当に 売りたり[われ]. この 売価[の]
- 6) böz-ni bıdıg qılmiş kün üz-ä mǎn bādrüz bir
棉布を 証文 つくりし 日 に於て われ ベドリユス 一[の]
- 7) ägsüg-süz tükäl sanap qarılap birdim mǎn
欠けること なく すべて 数え はかりて 与えたり[われ]. われ
- 8) baçaq ymä bir ägsüg-süz tükäl sanap qarılap
バチャク 亦 一[の] 欠けること なく すべて 数え はかりて
- 9) [a]ldım bu mǎn baçaq sađmıš kişi-kä mǎniŋ aqam
[うけ]とれり[われ]. この われ バチャク 売りたる 者 に われの 兄[わが]
- 10) inım uruqum toqmıšım on-luqum yüz-lüküm
弟[わが] 子孫[わが] 親戚[わが] 十人衆[わが] 百人衆[わが]
- 11) alımçım birimçım kim kim m-ä bolup čam čarım
債権者[わが] 債務者[わが] 誰 誰 こそ なりと 紛 争
- 12) qılsar-lar bu mǎn sađmıš kişi-kä miŋ yıl tūmǎn
為すとも[彼ら], この われ 売りたる 者 に 千 年 万
- 13) kün-kä-tägi bādrüz ärklig bolşun taplasar öşi
日 に 到るまで ベドリユス 強きもの となるべし. 好まば 自ら
- 14) tuđşun taplamas arın kişi-kä öđkürü sađşun
保つべし, 好まざれば 他 人 に 譲り 売るべし.
- 15) bu kişi-kä čam čarım qılmaşun apam bir-ök
この 者 に 紛 争 為すべからず. なお 然し
- 16) ärklig bağ işi ilçi yalawač kücün tuđup
力ある ベグ 輩 使節 使臣 の力をとりて
- 17) yulayın alayın tisär-lär bu kişi tǎg iki kişi
取引せん 取らん と言わば[彼ら], この 者 [に]等しき 二人[を]
- 18) birip m-ä söz-läri yorımaşun čamladaçı kişi
与えて こそ. 文句[彼等が] 通用すべからず. 紛争せん 者
- 19) -lär qor-luŋ bolşun bolşun bu bıdıg tuđa
たち 損あるもの たるべし. この 証文 所有せる

- 20) bādrüz qor-suz bolşun bu biđig-kā tanuq
ベドリュス 損なきもの たるべし. この 証文 に 証人[たるもの]
- 21) čoqī tanuq misir qay-a quz tanuq bāg tāmīr
チョク, 証人 ミシル カヤ クズ, 証人 ベグ テミル
- 22) quz yaq silq-a bu nišan tamγ-a mǎn bačaq-nīγ ol
クズ, ヤク シルカ. この ニشان タムガ われ バチャクの それ.
- 23) mǎn alp bačaq-qa inčkā aydīp biđitim
われ アルプ, バチャク に 細く 訊ね 書きたり[われ].
- 24) bu nišan mǎn tanuq čoqīnīγ ol
この ニشان, われ 証人 チョクの それ.
- 25) bu nišan mǎn tanuq misir qay-a quz-nīγ ol
この ニشان, われ 証人 ミシル カヤ クズの それ.
- 26) bu nišan mǎn tanuq bāg tāmīr quz-nīγ ol
この ニشان, われ 証人 ベグ テミル クズの それ.
- 27) bu [nišan] mǎn tanuq yaq silq-a-nīγ ol
この ニشان, われ 証人 ヤク シルカの それ.
- (Verso—title) bu baš bitig āsān tigin-nīγ ol
この 元 契 エセン ティギンの それ.

English translation:

On the first of new, the *Aram* month (January), for me, [for Bachaq], being in need of cotton fabric for use, I have legally sold to Bādrūs, receiving from Bādrūs fifty cotton fabrics of two-bundle, my female slave Āsān Tigin by name for the price of fifty cotton fabrics of two-bundle [set]. On the day when [we] drew up the document, I, Bādrūs, have, counting and measuring, paid the cotton fabric, the price, completely without a single lack. I, Bachaq, have, counting and measuring, received it completely without a single lack as well. About the person whom I, Bachaq, have sold, my elder and younger brothers, my descendants, my relatives, my group of ten, my group of a hundred, my obligee, my obligor, whosoever may be, even if they might cause troubles,—on this person whom I have sold, until a thousand and ten thousand days, Bādrūs may be powerful. If he pleases, he may hold it for his own, [but] if he does not please, he may transfer and sell it to other person. No one shall not cause troubles on this person. Then, but, if they, taking the might of powerful chief, the party and the envoy and embassy, say: “let us take and seize it”, [it must be allowed] only after they have given two persons equivalent to this one. Their words (objections) shall not pass. Those who cause troubles shall be damaged. Holding this document, Bādrūs must be undamaged. For this document, witness—Choqī, witness—Misir Qaya Quz, witness—Bāg Tāmīr Quz and Yaq Silqa. This *nishan tamgha* is that of me, Bachaq. I, Alp, minutely inquiring Bachaq, have written.

This *nishan* is that of me, Choqī, witness.

This *nishan* is that of me, Misir Qaya Quz, witness.

This *nishan* is that of me, Bāg Tāmīr Quz, witness.

This *nishan* is that of me, Yaq Silqa, witness.

(Title) This head-document is that of Āsān Tigin.

語 釈

6-1 4) *kūŋ* : 「男どれい」を意味する *qul* と共に, 「女どれい」を意味する言葉として古くから知られている⁷⁷⁾. 両語が並び用いられることも多く, *qul kūŋ* はまさに漢語の「奴婢」に相当しよう⁷⁸⁾が, 歴史的, 法制史的には多くの問題があることも「奴婢」と同様である.

6-2 4), 5) *älig iki barlıq böz* : *älig* は「五十」, *iki* は「二」, *bar* は「束(たば)」で *barlıq* は「束ねられた」などの意味. *bar* は *böz* を数えるによく用いられる単位である. Malov はこここのところを「綿布 52束」と解し, とくに註記して, この 52 という数字の書き方は新しいシステムであるなどのことを述べている⁷⁹⁾. 然し, *iki barlıq böz* は「2束もの綿布」と解すべきであること, 2束とは漢語で2端すなわち1匹に相応するものだろうということ, 曾て私が論証したとおりである⁸⁰⁾. 従ってここは 50 の2束もの綿布, すなわち普通の数え方なら 100束に相当するもののはずである.

6-3 5) *torŋu* : 本来 *torru* と書かるべきもの. 訛りをそのまま書いたものかと思われる.

6-4 7) *qarıláp* : 同じ表現は次の第8行にもある. Malov は両者とも *arıláp* と読み, とくに註記して, モンゴル語で算術などのばあい「減ず, ひき算をする」を意味する *arılqaqu* という語を参照しながら, “измеривши (量って, 測定して), сосчитавши (計算して)” と訳した⁸¹⁾. しかし, その語頭の文字が *a* ではなく *q* であることは, この文書の書き手の筆蹟からみて疑ない⁸²⁾. *qarılá-* という語もまさに「はかる」という意味を持つことはマフムード・アル・カシュガリーの字引で知ることができる⁸³⁾.

6-5 11) *alīmčim birimčim* : *alīmčī birimčī* はそれぞれ *al-*「とる」, *bir-*「与える」にもとずき, 対称的に用いられて「債権者」「債務者」を意味すること, やはりカシュガリーが伝えているところであり⁸⁴⁾, 他の諸例でもよく知られている.

6-6 18) *čamladači* : Malov は *čamlaruči* と読んでいる. 確かに, 同種証文でこの文言中 *čamlaruči* という表現もよく用いられているが, 本文書のばあい, 文字をたんねんに見れば, *čamladači* と書かれていることは明らかである. いずれにしろ基幹語は *čamla-*「紛争する」で, *-dači* も *-ruči* と同じような意味を与える語尾, 行為者を示すときに用いられ得る⁸⁵⁾.

77) オルホン碑文に屢見している. たとえば, *urī oŋlīn qul qilti, ... qız oŋlīn kūŋ qıldi* 「男の子もて奴と為したり, 女の子もて婢と為したり」(ビルゲ・カガン碑 E7), *budunī kūŋ qul boldi* 「その民, 婢・奴となりたり」(キュル・テギン碑 E20) など. その他は, V. Thomsen, *Inscription de l'Orkhon déchiffrées. Mémoires de la Société Finno-Ougrienne*, V, 1896. IE 13 (IIE 11), IE 21 (II E 18), IE 24 (II E 20); G.J. Ramstedt, *Zwei Uigurische Runeninschriften in der Nord-Mongolei. Jour. de la Société Finno-Ougrienne* XXX, 3, 1913. E 1-2, S 9; TTIV: 16; Uig. II: 87, l. 51.

78) 但し, 高昌館訳語では雑字, 来文の部とも, 「奴婢」に対しては *qul kiši* と書いている. HIIY: 39a, *qul kiši* (寛起失)「奴婢」. Société Asiatique, Bibliothèque Nationale, British Museum, Cambridge University Library などの所蔵本, 国立北平図書館旧蔵本, すべて同じである.

79) Malov DUD: 10

80) 山田 1965: 98

81) Malov DUD: 10

82) たとえば, 第12, 15行などにある *qıl-*, 第19, 20行にある *qor* について見よ

83) Brockelmann: 148 “messen”

84) *ibid.* 7, 37

85) AGr: §§ 116, 132.

6-7 21) čuqi : 証人の名. 24) にも記されており, Malov は, おそらく 24) に見えるところを根拠としてであろう Čonai と読んでいる. 然し, この行にみえるところに重きを置くと Čuqi, Čoqi, Čuri, Čori と読みたい.

6-8 21), 22) misir qay-a quz : やはり証人の名. Malov は第 2 語を Qar-a と読んでいるが, 25) に出てくるところを見ても, これは疑なく Qay-a である.

6-9 22) yaq silq-a : やはり証人の名. 27) にも記されており, Malov は第 1 語を yaraq と読んだが賛成し難く, 私は Yaq と読んで置く.

<附註> 主文の部 4 隅と 12) 13) の中央部, 計 4 ケ所に径 2.7×2.5cm. の円印が捺印されているほか, 22) の下端, および 24), 26), 27) のいずれも証人の印記の条の末尾に略花押がある. 但し 25) の証人の印記の条には何も描かれていない.

用紙は, 中程度の厚さでかなり強いもの, 淡褐色, 54×34cm. やはり右手, 文末の方から巻き, 最終的には 5.5cm. 巾になったものを中央でふたつに折りたたみ, 「この元契はエセン・ティギンのもの」と書いてある.